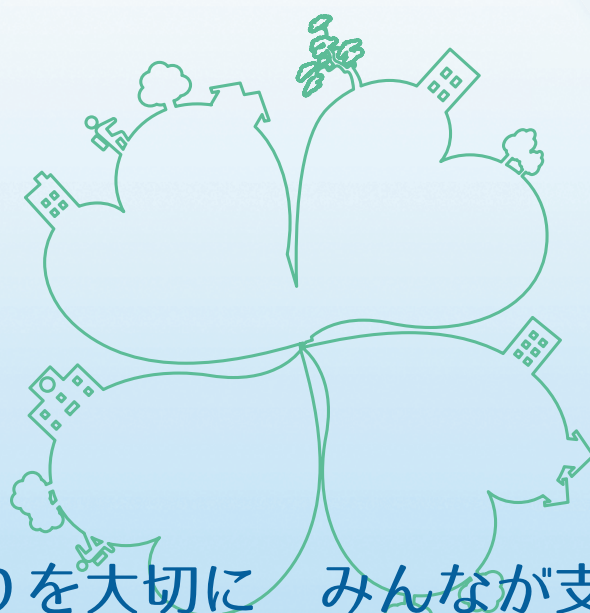


第4次裾野市地域福祉計画



つながりを大切に みんなが支え合い
安心して暮らせるまち すその



令和3年3月

裾 野 市

はじめに

本市では、日頃から助け合える関係を築き、つながりを強化することで、地域住民一人ひとりが個性を生かし、自分らしい生活ができるよう、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今日、我が国では、人々が暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化や少子高齢・人口減少社会の到来という社会構造の変化などを背景として、様々な場での支え合いの基盤が弱まってきていることから、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。



本市におきましても、複雑化・複合化した様々な課題に対して、住民一人ひとりが「我が事」として共有し、子どもから高齢者までより多くの住民が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域として支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。また、「自助」、「共助」、「公助」が適切な役割分担をしながら、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。

この度、策定いたしました「第4次裾野市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）」は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「つながりを大切に みんなが支え合い 安心して暮らせるまち すその」を基本理念に掲げ、全市一体となって進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご審議をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆様にお礼を申し上げますとともに、計画の推進に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

裾野市長 高村 謙二

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	地域福祉とは	1
2	計画策定の趣旨と背景	1
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定方法	4
第 2 章	裾野市の地域福祉を取り巻く現状	6
1	統計データからみる現状	6
2	アンケート調査結果からみる現状	16
3	ヒアリング調査結果からみる現状	27
4	アンケート調査結果等からみる課題	30
第 3 章	計画の基本的な考え方	32
1	計画の基本理念	32
2	計画の基本目標	34
3	計画の体系	36
第 4 章	施策の展開	37
基本目標 1	はぐくむ 地域を担う人づくり	37
基本目標 2	つながる 地域社会を支えるネットワークづくり	41
基本目標 3	活用する 利用しやすいサービスの仕組みづくり	43
基本目標 4	安心する 安心して地域で暮らせる環境づくり	47
第 5 章	計画の推進に向けて	49
1	計画の普及・啓発	49
2	計画の推進体制	49
3	計画の進捗管理	49
資料編		50
1	裾野市地域福祉計画策定委員会設置条例	50
2	裾野市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	51
3	第 4 次裾野市地域福祉計画 策定の経過	52
4	用語解説	53



計画の策定にあたって

Ⅰ 地域福祉とは

福祉とは、誰もが幸せに暮らすことができることであり、それを住み慣れた地域で実現するためには、法令や制度による社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが不可欠です。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民一人ひとりが主役となって、地域の各種団体・ボランティア・福祉サービス提供者・行政などが連携し、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することです。

Ⅱ 計画策定の趣旨と背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などにより、人々が暮らしていく上での課題は、いわゆる8050問題や、ダブルケア、ヤングケアラーの課題などにみられるように、様々な課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

これらは、従来の介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、複合的に支援していくことが必要とされています。

また、国及び地域では、少子高齢、人口減少という大きな課題があります。これは、地域の社会経済の担い手の減少、ひいては地域の活力や持続可能性を脅かす課題と言えます。

これらの社会構造の変化などを背景として、様々な場での支え合いの基盤が弱まったことから、孤立し、困難を抱えている人が相談し、適切な支援を受けることに結び付かないことで、課題が深刻化するケースが増えています。

国においても、平成28年度に、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、

地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

このことから、平成29年5月に社会福祉法の一部が改正（平成30年4月1日施行）され、地域福祉計画が、福祉分野の計画の上位計画と位置付けられました。加えて、平成29年12月には、国は、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉計画策定について、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」を新たに盛り込むことを求めています。

さらに、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行され、地域福祉と一体的な展開が求められる中で、権利擁護、安全・安心のまちづくり、地域共生社会の実現に向けた動きが活発になっています。

また、改正社会福祉法（令和3年4月1日施行）では、地域福祉の推進は、地域住民が主体となっていくものであると明文化されました。

このたび、「第3次裾野市地域福祉計画」の期間が満了することから、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として、「第4次裾野市地域福祉計画」を策定することとしました。

地域福祉計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国では、「SDGs実施指針改定版」（令和元年12月20日）において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

そこで、本計画においてもゴール1「貧困をなくそう」をはじめ、以下の8つのゴールを意識して各種施策の推進を図るものです。

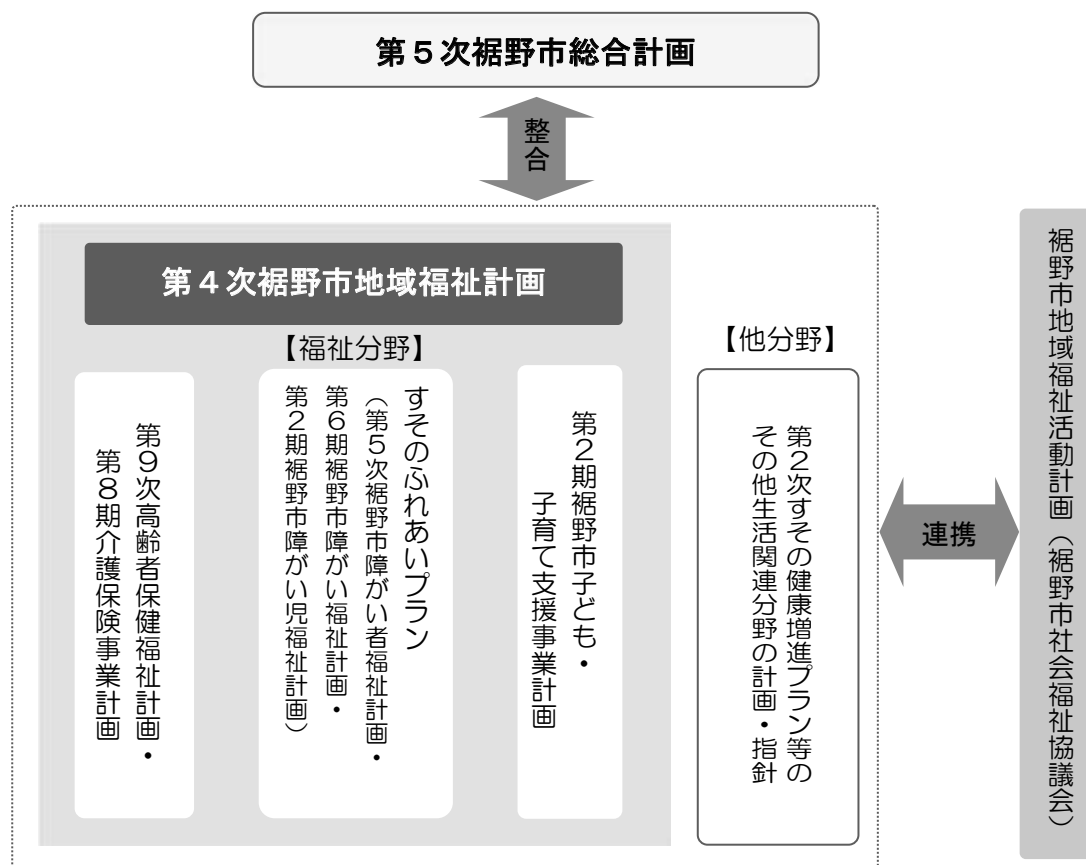


3 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、第5次裾野市総合計画の分野別計画として位置付けられており、地域福祉を推進する観点から、「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「すそのふれあいプラン（第5次裾野市障がい者福祉計画・第6期裾野市障がい福祉計画・第2期裾野市障がい児福祉計画）」、「第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画」等の分野別計画との連携・整合性を図る計画となります。

さらに防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



Ⅱ 4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

Ⅱ 5 計画の策定方法

(1) 策定委員会による協議

計画の見直しに際しては、市民の意見が反映されるよう、行政内部だけではなく、公募の市民、福祉関係団体、医療関係者、地域住民団体の参画を得て、裾野市地域福祉計画策定委員会を設置して検討を行うとともに、事業等に係る連携を図るため、庁内においては関係各課と検討・調整等を行い策定しました。

(2) 市民アンケートの実施

令和元年11～12月に、18歳以上の市民を対象として、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見などを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

【市民アンケート調査概要】

- ①調査対象者：市内に在住の18歳以上の男女
- ②調査方法：郵送配布－郵送回収（お礼兼督促状発送 1回）
- ③調査期間：令和元年11月29日～12月16日
- ④回収結果

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
995 人	500 人	499 人	50.2%

(3) ヒアリング調査の実施

地域福祉に関わる団体を対象に、今後の課題や施策、問題点やその改善に向けた提案等についての意見を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市民の皆さんの意見を反映させるため、令和2年12月21日から令和3年1月20日まで、パブリックコメントを実施しました。

なお、市民からの意見はありませんでした。



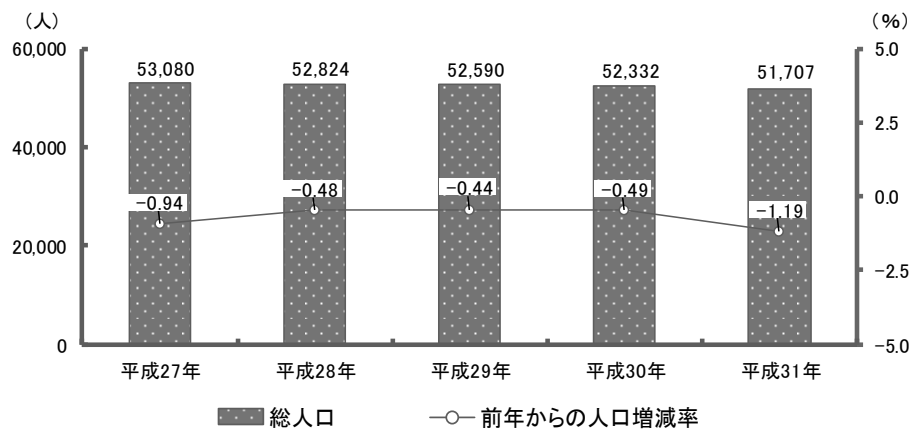
裾野市の地域福祉を取り巻く現状

1 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口の推移と増減率

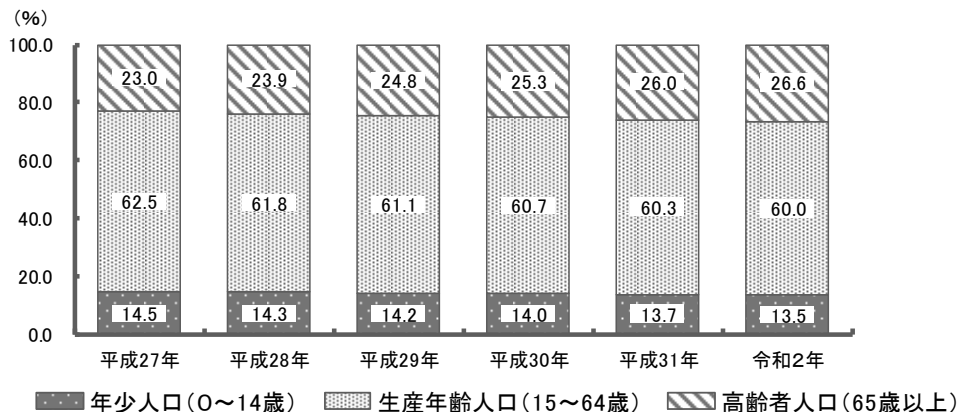
総人口の推移をみると、近年減少傾向にあり、平成31年には51,707人と、平成27年より1,373人減少しています。前年からの人口増減率は、平成31年には-1.19%と、平成27年より0.25ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口割合の推移

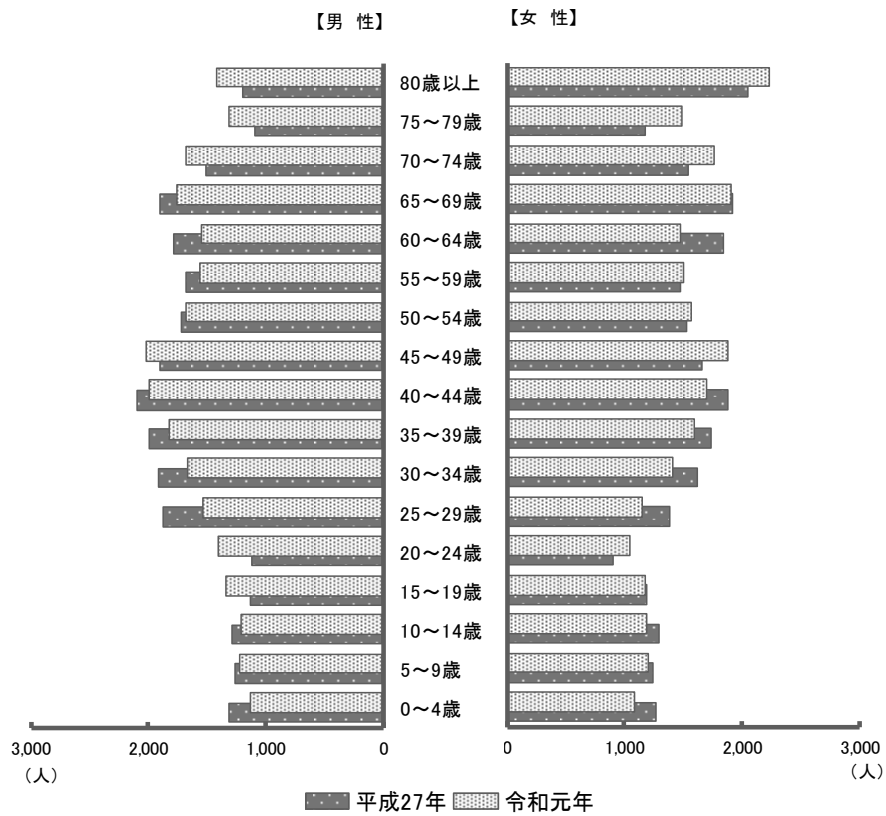
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けており、令和2年には26.6%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 人口ピラミッド

平成27年と令和元年を比較すると男女とも0～14歳、25～44歳で減少し、45歳以上で増加しています。なかでも、70歳以上で男女とも増加し、25～29歳で減少しており、本市でも少子高齢化が進んでいます。



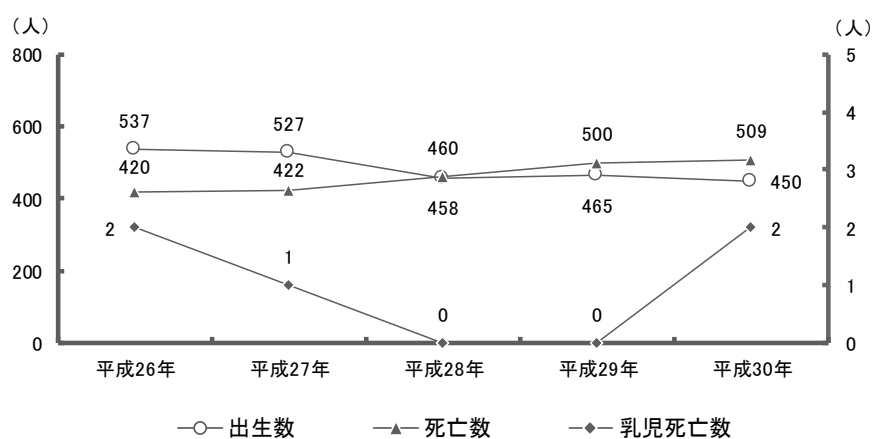
資料：平成27年は国勢調査
令和元年は住民基本台帳（10月1日現在）

④ 出生数と死亡数の推移

出生数の推移をみると、平成26年以降、減少傾向にあり、平成30年には450人と、平成26年より87人減少しています。

死亡数の推移をみると、平成26年以降、年々増加しており、平成30年には509人と、平成26年より87人増加しています。

乳児死亡数は平成26年以降、平成29年まで減少傾向でしたが、平成30年に増加し2人となっています。



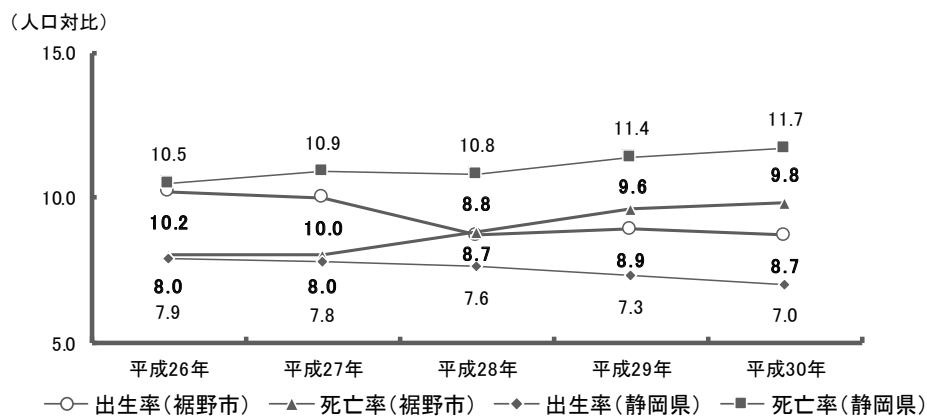
資料：人口動態統計

⑤ 出生率と死亡率の推移（静岡県との比較）

出生率の推移をみると、平成30年は8.7%となり、平成26年以降減少傾向にありますが、静岡県を上回っています。

死亡率の推移をみると、平成30年には9.8%となり、平成26年以降増加傾向にありますが、静岡県を下回っています。

平成28年から、死亡率が出生率を上回っており、今後も自然増加数は減少していく傾向にあります。

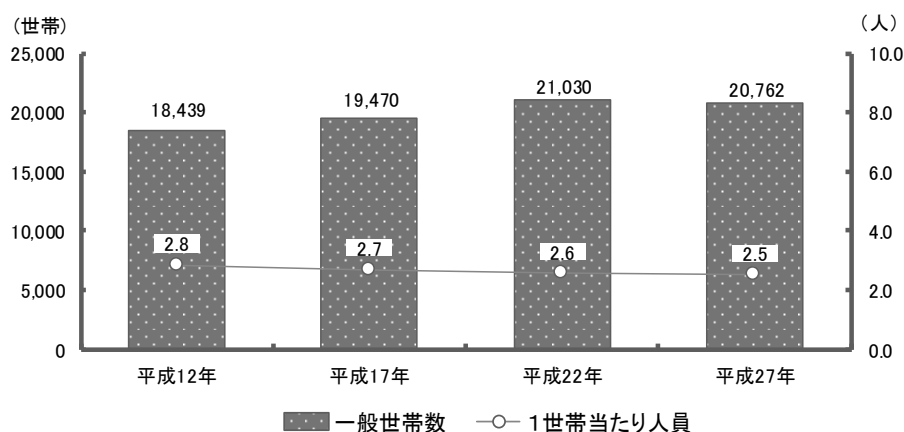


資料：人口動態統計

⑥ 一般世帯数の推移

一般世帯数の推移をみると、平成22年以降減少しており、平成27年には20,762世帯となっています。

また、一世帯あたり人員の推移をみると、年々ゆるやかに減少しており、平成27年には2.5人となっています。



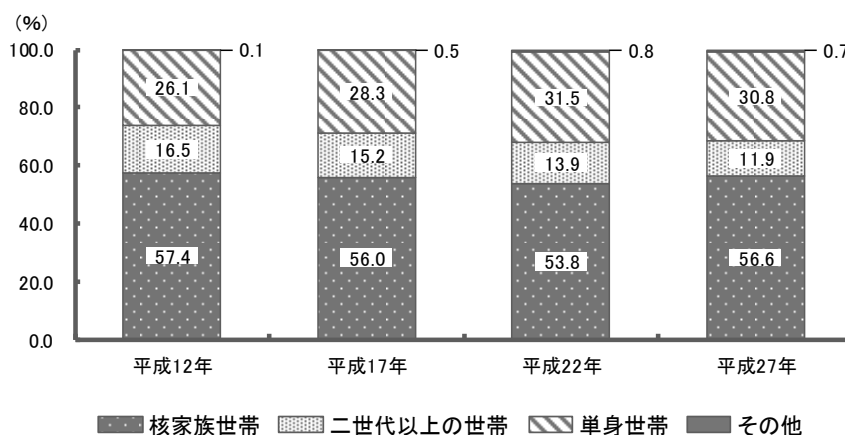
資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯をいいます。

⑦ 世帯構成割合の変化

世帯構成割合の変化をみると、平成27年には核家族世帯が56.6%、次いで単身世帯が30.8%となっています。

また、二世帯以上の世帯は年々減少し、平成27年には11.9%となっています。



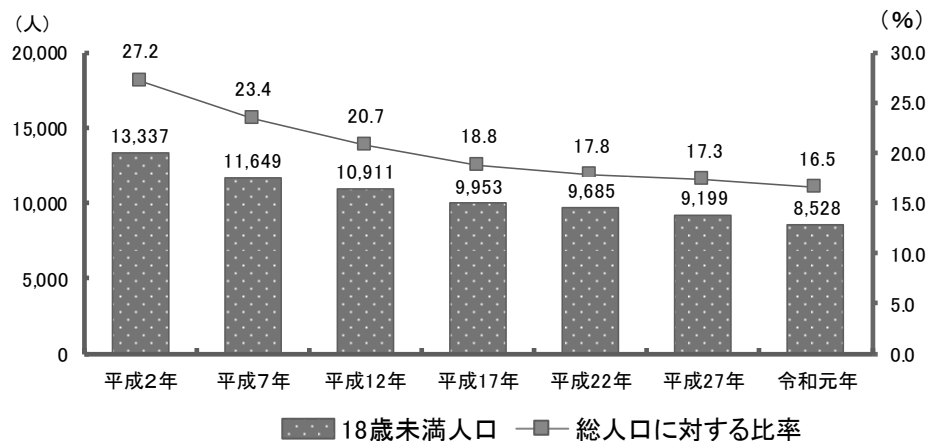
資料：国勢調査

(2) 子ども・高齢者・障がいのある方の状況

① 18歳未満人口の推移

18歳未満人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和元年には8,528人と、平成2年より4,800人以上減少しています。

また、総人口に対する比率も年々減少しており、令和元年には16.5%と、平成2年より10.7ポイント低くなっています。



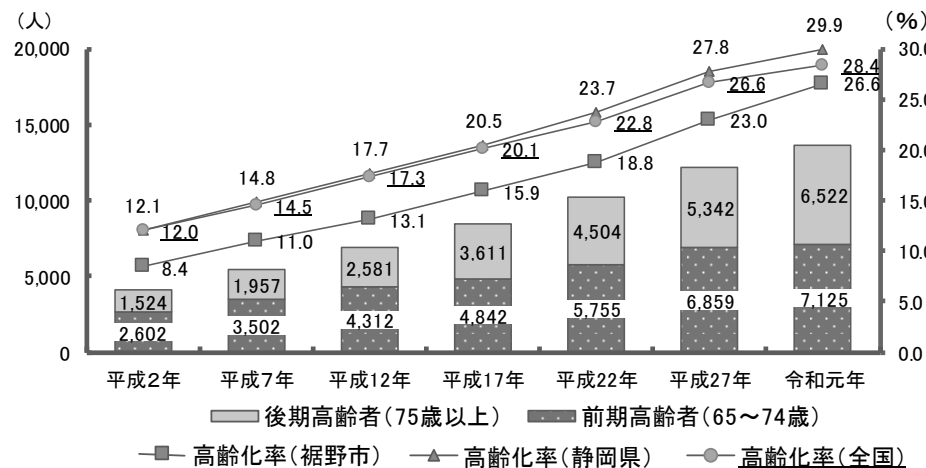
資料：国勢調査（平成27年まで）

市民課資料（令和元年から 10月1日現在）

② 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢者人口の推移をみると、年々増加しており、令和元年には後期高齢者が6,522人、前期高齢者が7,125人となっています。

高齢化率も増加しており、令和元年では26.6%となっていますが、全国、静岡県に比べ低くなっています。

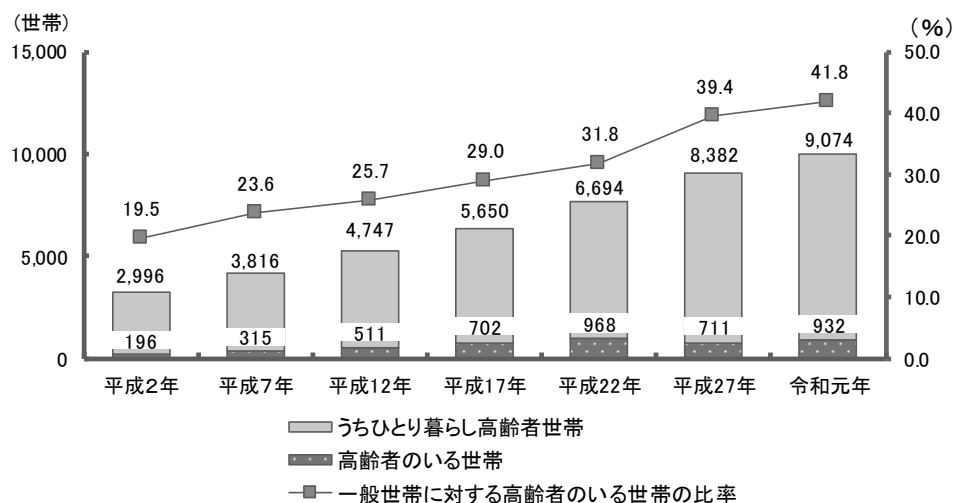


資料：国勢調査（平成27年まで）

市民課資料（令和元年 10月1日現在）

③ 高齢者のいる世帯数と割合の推移

高齢者のいる世帯数の推移をみると、年々増加しており、令和元年には9,074世帯となっており、一般世帯に対する高齢者のいる世帯は41.8%を占めています。また、ひとり暮らし高齢者世帯は932世帯となっています。

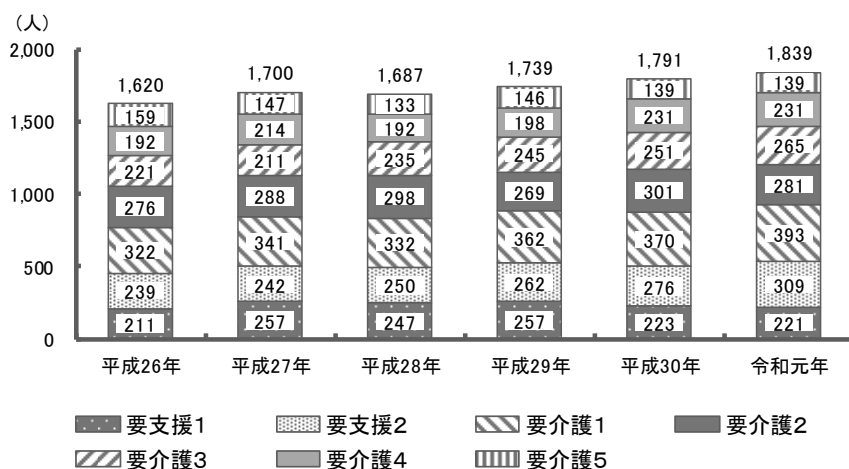


資料：国勢調査（平成27年まで）
社会福祉課資料（令和元年）

④ 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成28年より年々増加しており、令和元年には1,839人と、平成26年より219人増加しています。

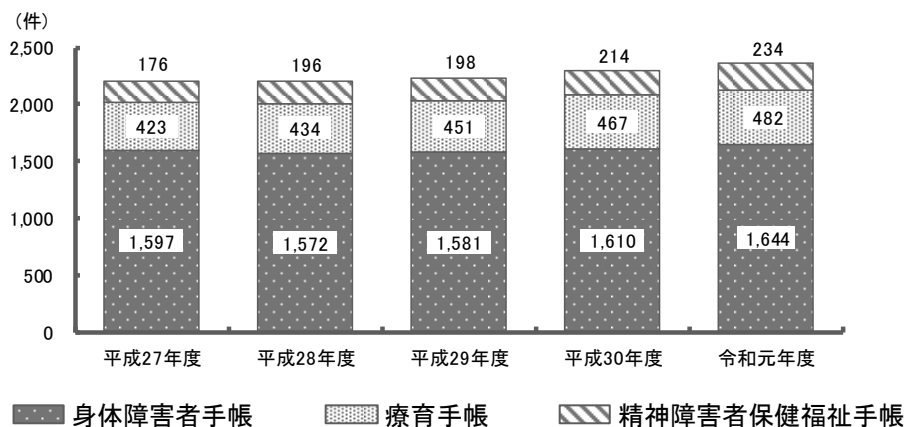
また、要介護度認定区分でみると、要支援2と要介護1、要介護3は増加傾向となっています。



資料：介護保険事業報告（9月末現在）

⑤ 障害者手帳の種類別障害者手帳の交付件数の推移

障害者手帳の交付件数の推移をみると、年々増加しています。特に、身体障害者手帳及び療育手帳の交付件数が増加しています。

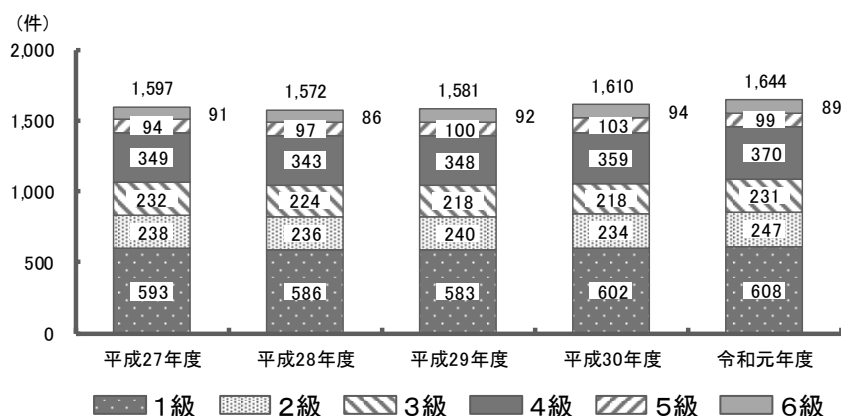


資料：障がい福祉課資料（3月末現在）

⑥ 等級別身体障害者手帳交付件数の推移

等級別身体障害者手帳交付件数の推移をみると、令和元年度の等級別身体障害者手帳交付件数は、1級が608件と最も多く、次いで4級が370件、2級が247件などとなっています。

平成27年度以降の推移をみると、4級が増加傾向にあります。

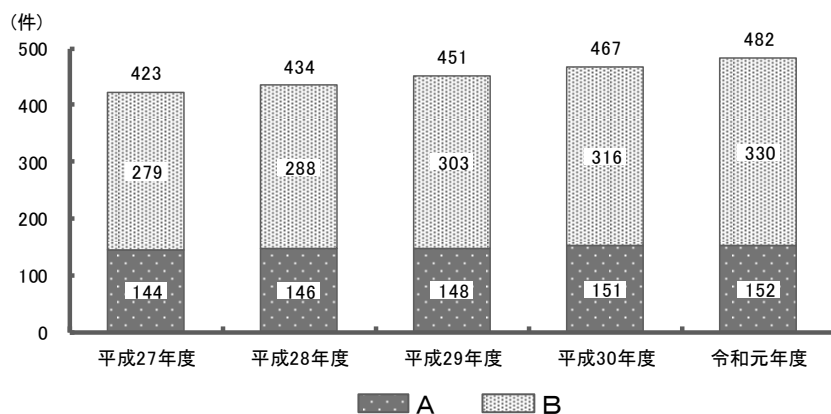


資料：障がい福祉課資料（3月末現在）

⑦ 判定別療育手帳交付件数の推移

判定別療育手帳交付件数の推移をみると、令和元年度の判定別療育手帳交付件数は、Aが152件、Bが330件となっています。

平成27年度以降の推移をみると、Aはほぼ横ばいである一方、Bは増加傾向にあります。

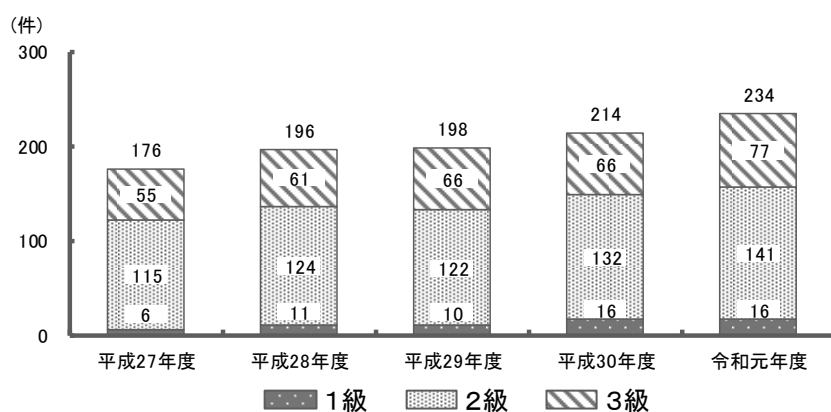


資料：障がい福祉課資料（3月末現在）

⑧ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移をみると、令和元年度の等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数は、2級が141件と最も多く、次いで3級が77件、1級が16件となっています。

平成27年度以降の推移をみると、1級はほぼ横ばいである一方、2級、3級は増加傾向にあります。



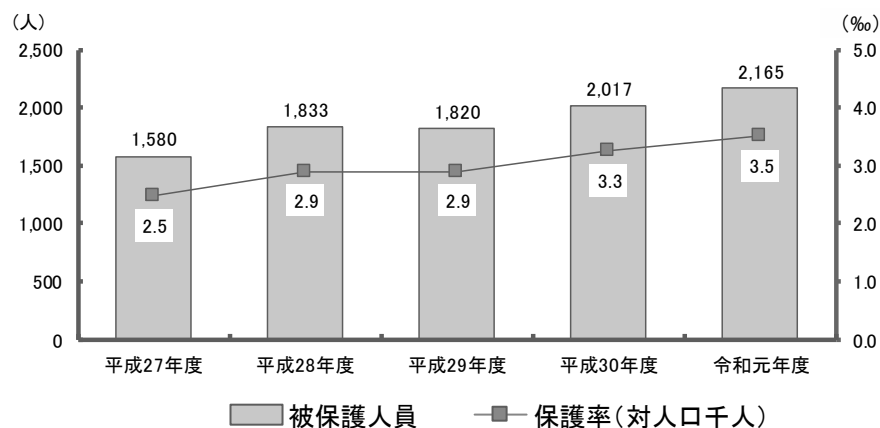
資料：障がい福祉課資料（3月末現在）

(3) その他地域福祉に関する状況

① 生活保護受給者（被保護人員）・保護率（対人口千人）の推移（年間平均）

生活保護受給者（被保護人員）・保護率（対人口千人）の推移をみると、令和元年度の生活保護受給者（被保護人員）は2,165人、保護率（対人口千人）は3.5%となっています。

平成27年度以降の推移をみると、被保護人員・保護率（対人口千人）ともに増加傾向となっています。

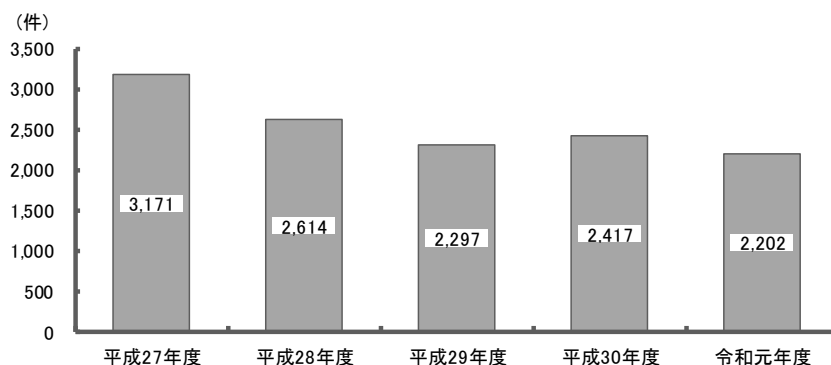


資料：社会福祉課資料

② 民生委員・児童委員による相談件数の推移

民生委員・児童委員による相談件数の推移をみると、令和元年度の民生委員・児童委員による相談件数は2,202件となっています。

平成27年度からの推移をみると、減少傾向となっています。

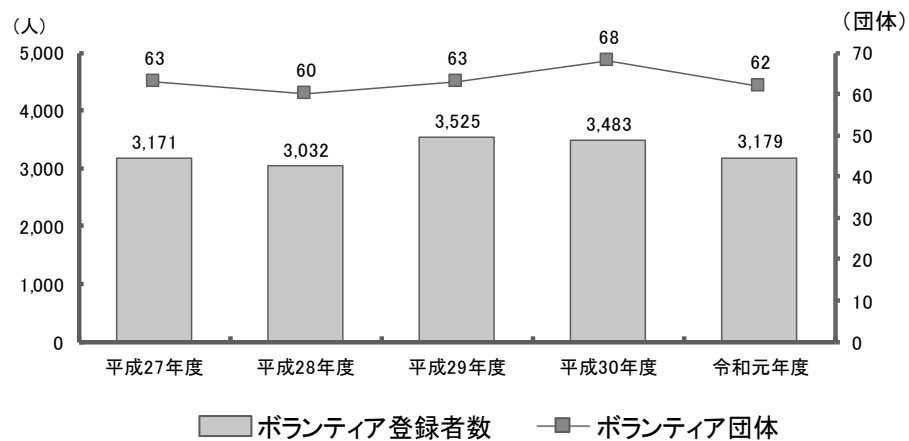


資料：社会福祉課資料

③ ボランティア登録者数・ボランティア団体数の推移

ボランティア登録者数・ボランティア団体数の推移をみると、令和元年度のボランティア登録者数は3,179人、ボランティア団体数は62団体となっています。

平成27年度以降の推移をみると、ボランティア登録者数は平成29年度以降減少しており、ボランティア団体数は令和元年度で減少しています。



資料：社会福祉協議会資料

Ⅱ 2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

市民の方に日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見などを尋ね、「第3次裾野市地域福祉計画」を見直すための基礎資料にすることを目的に実施しました。

② 調査の内容

◎ 回答者自身について

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 福祉への関心、意識について | 2 地域生活に関することについて |
| 3 ボランティア活動等に関することについて | 4 福祉サービスに対する意識について |
| 5 地域福祉に関わる仕組みについて | 6 生活困窮への自立支援について |
| 7 地域福祉に関わる組織について | 8 福祉施策に関することについて |
| 9 地域の問題や課題等について | |

③ 調査の方法

調査対象者：市内に在住の18歳以上の男女 995人

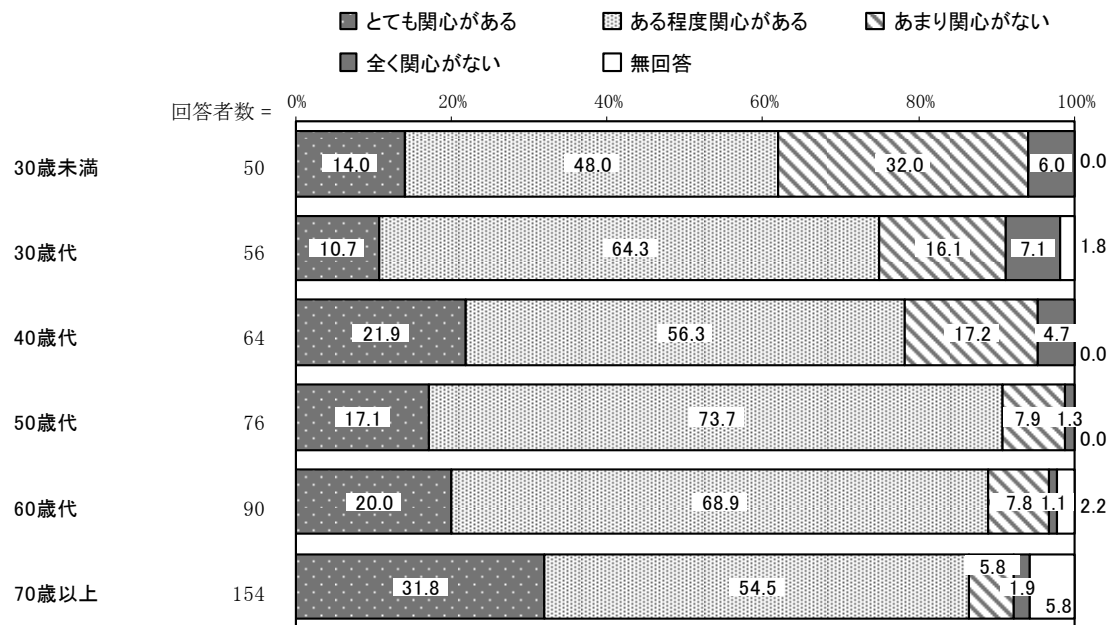
調査方法：郵送配布－郵送回収（お礼兼督促状発送 1回）

調査期間：令和元年11月29日～12月16日

(2) 主な調査結果

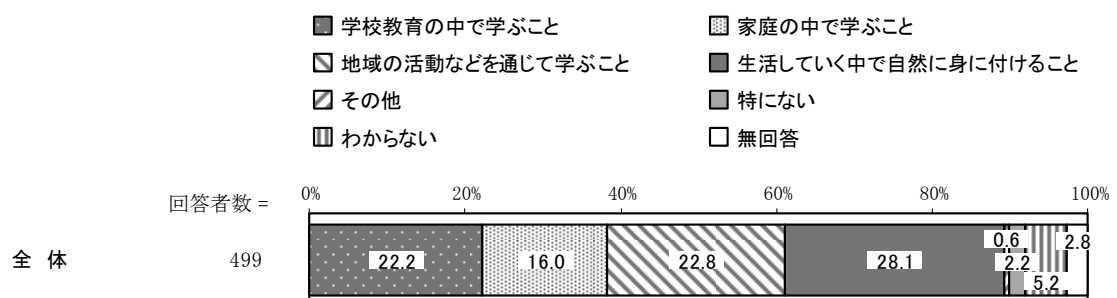
① 福祉への関心について

福祉への関心について、年代別でみると、30歳未満において「関心がない」と回答している方が多く、70歳以上においては、「とても関心がある」が31.8%と多くなっています。



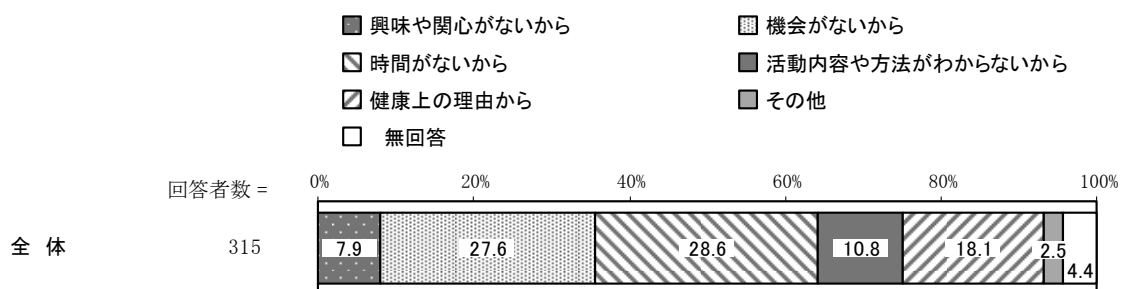
② 子どもたちに対する福祉教育について

子どもたちに対する福祉教育で最も大切だと思うものは、「生活していく中で自然に身に付けること」が28.1%、次いで「地域の活動などを通じて学ぶこと」が22.8%、「学校教育の中で学ぶこと」が22.2%となっています。



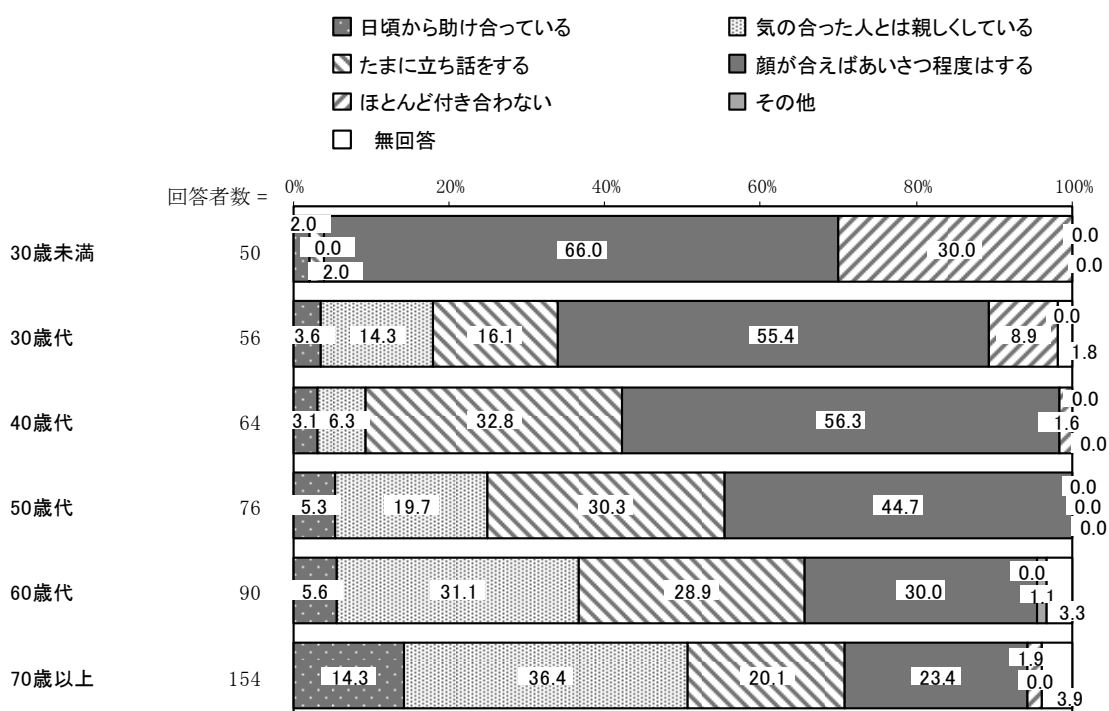
③ ボランティア活動に参加したことがない理由について

ボランティア活動に参加したことがない理由について、「時間がないから」が28.6%、次いで「機会がないから」が27.6%、「健康上の理由から」が18.1%となっています。



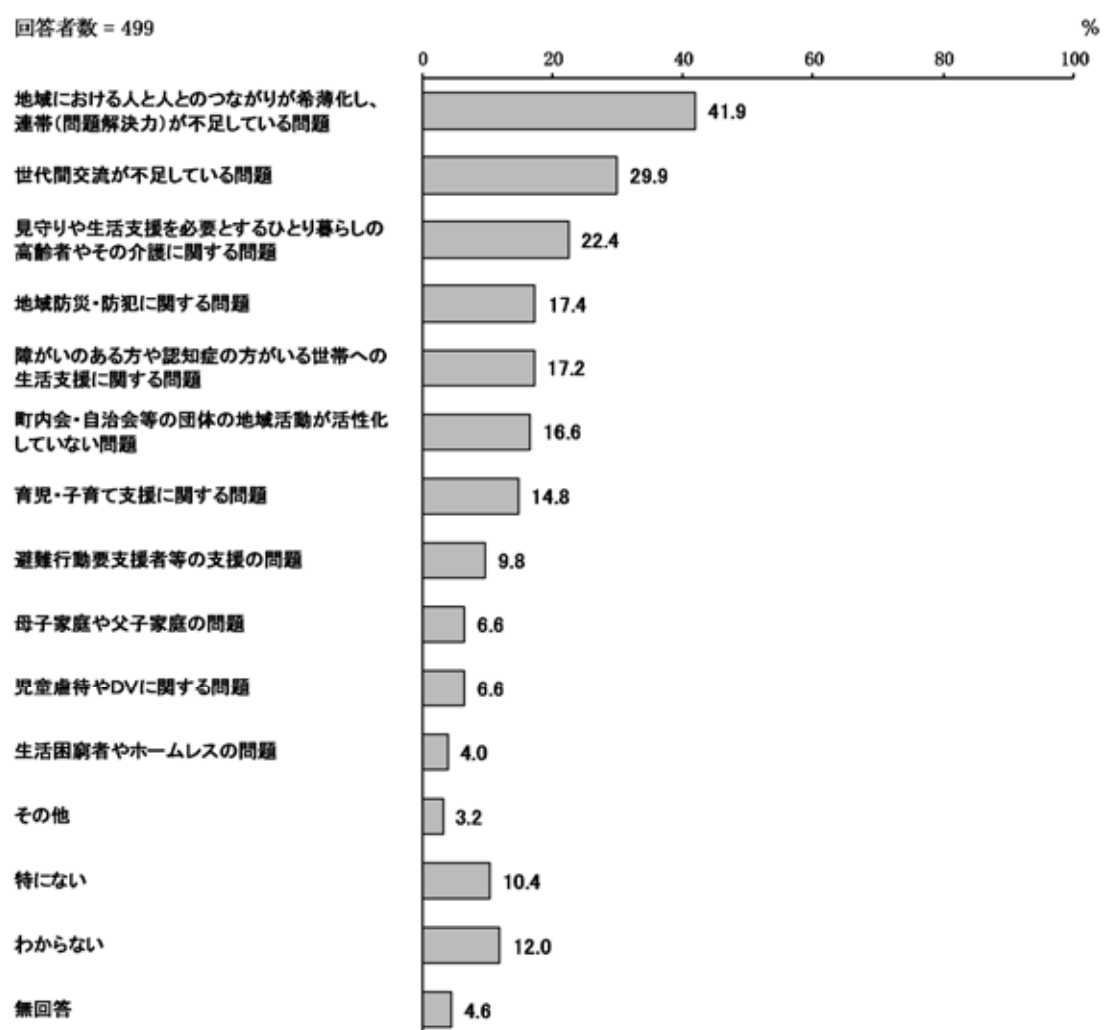
④ 普段のご近所の方との付き合いについて

普段のご近所の方との付き合いについて、年代別でみると、30歳未満においては「ほとんど付き合わない」が30.0%と他の年代に比べ高くなっています。70歳以上においては「日頃から助け合っている」が14.3%、「気の合った人とは親しくしている」が36.4%となっています。



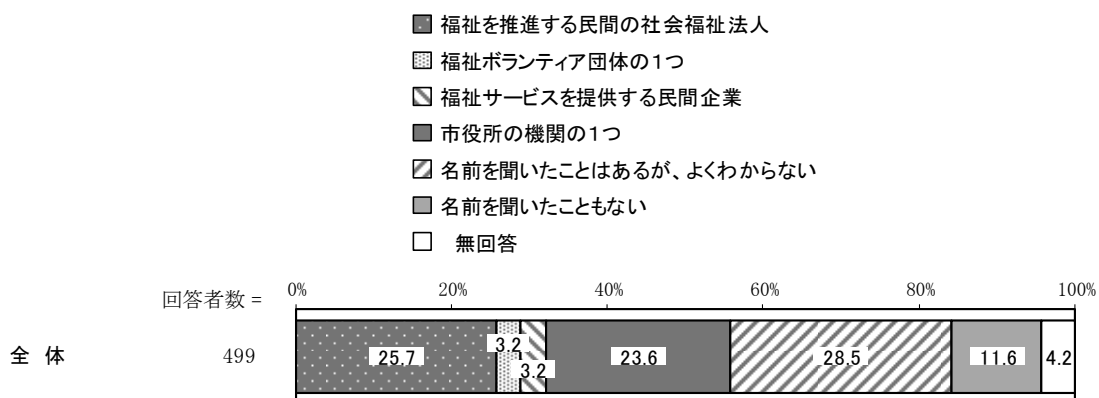
⑤ 住まいの地域で安心して生活していく上で感じている問題や課題について

住まいの地域で安心して生活していく上で感じている問題や課題については、「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足している問題」が41.9%、次いで「世代間交流が不足している問題」が29.9%、「見守りや生活支援を必要とするひとり暮らしの高齢者やその介護に関する問題」が22.4%となっています。



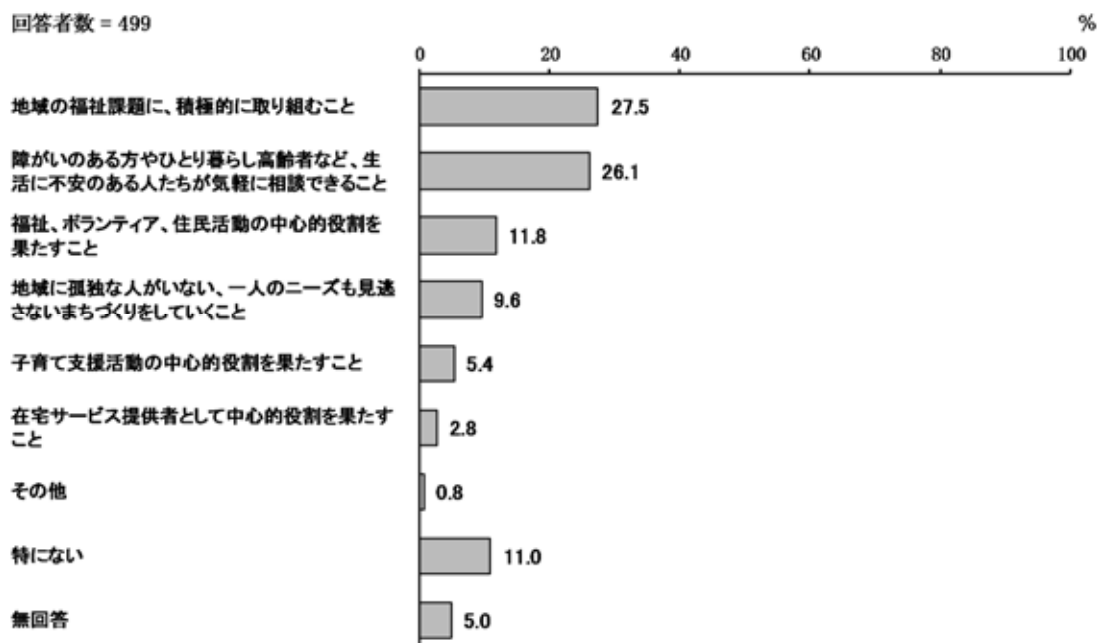
⑥ 裾野市社会福祉協議会の認知度について

裾野市社会福祉協議会の認知度について、「名前を聞いたことはあるが、よくわからない」が28.5%、次いで「福祉を推進する民間の社会福祉法人」が25.7%、「市役所の機関の1つ」が23.6%となっています。



⑦ 社会福祉協議会に最も期待することについて

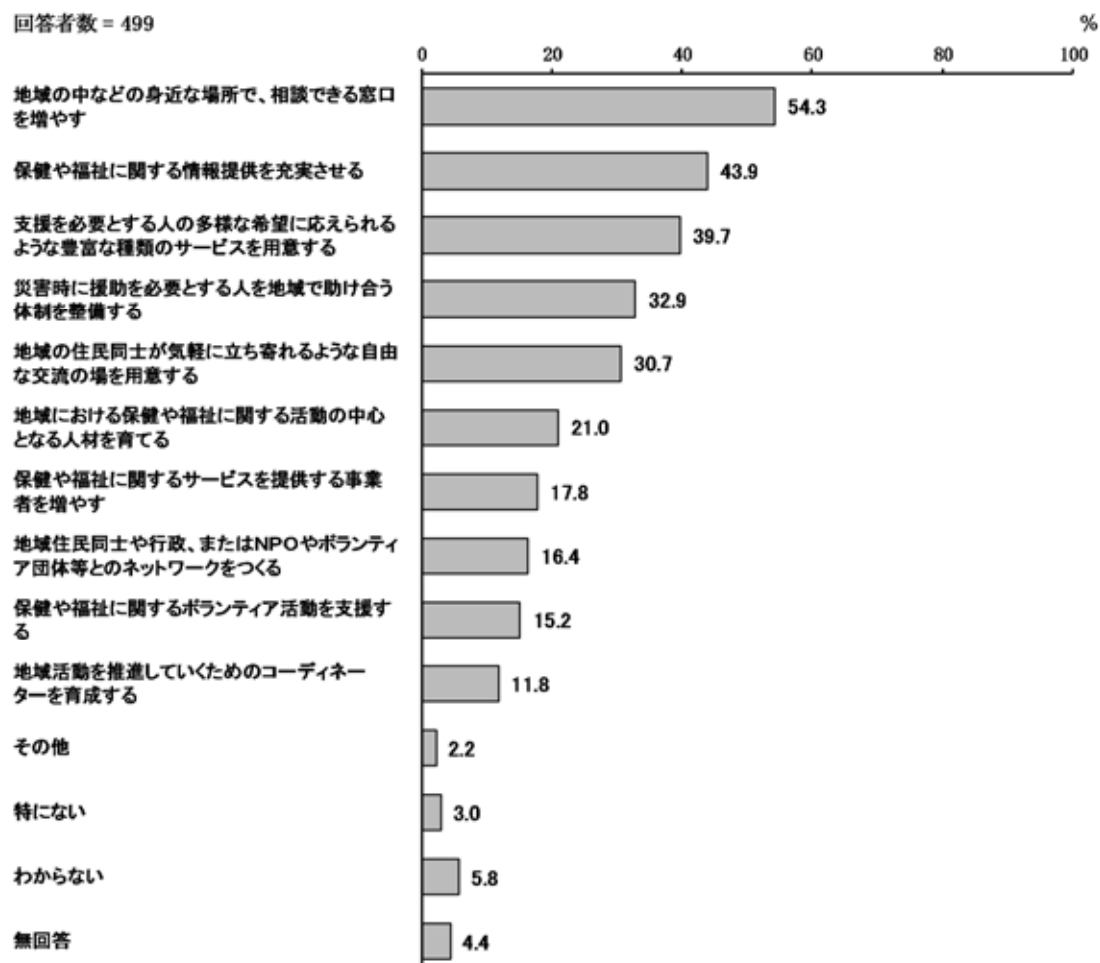
社会福祉協議会に最も期待することは、「地域の福祉課題に、積極的に取り組むこと」が27.5%、次いで「障がいのある方やひとり暮らし高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が26.1%、「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」が11.8%となっています。



⑧ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために行政が行っていくべき施策について

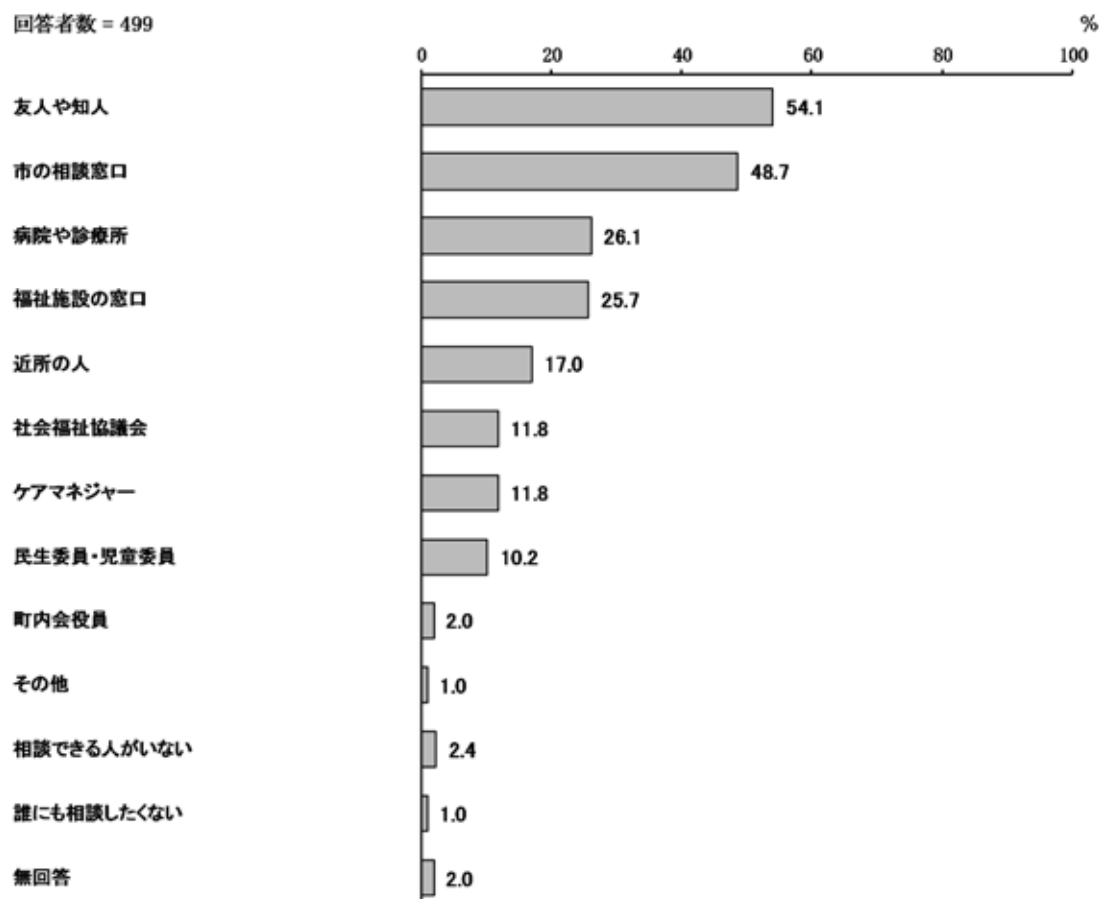
今後、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、行政が行っていくべき施策は、「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が54.3%、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が43.9%、「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」が39.7%となっています。

回答者数 = 499



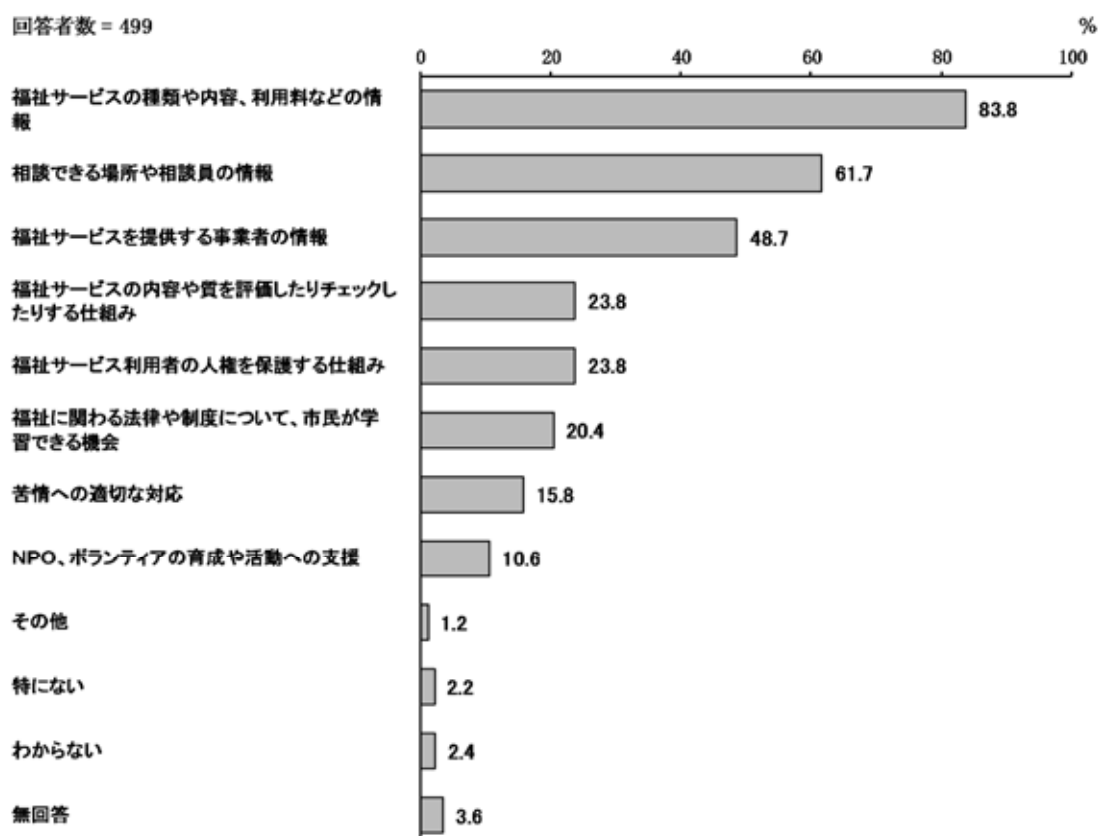
⑨ 生活上の困りごとや福祉サービスが必要になったときの家族や親族以外の相談先について

生活上の困りごとや福祉サービスが必要になったときの家族や親族以外の相談先は、「友人や知人」が54.1%、次いで「市の相談窓口」が48.7%、「病院や診療所」が26.1%となっています。



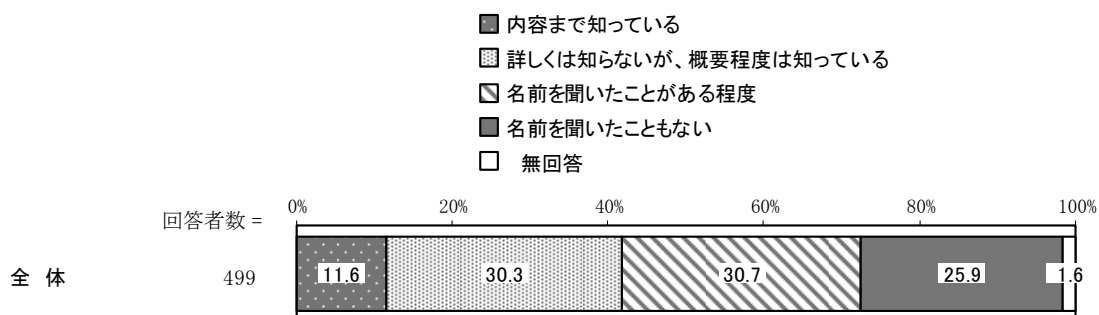
⑩ 福祉サービスを安心して利用できるために必要だと思うことについて

福祉サービスを安心して利用できるために必要だと思うことは、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が 83.8%、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が61.7%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」が48.7%となっています。



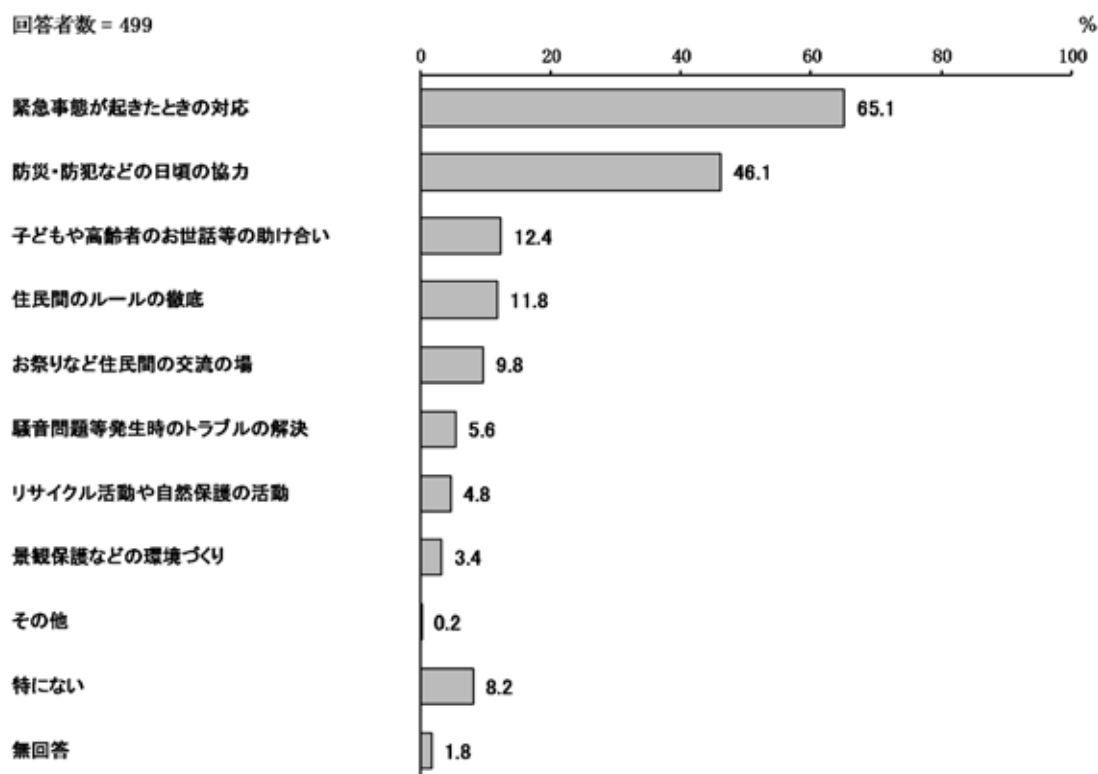
⑪ 市民後見人の認知度について

市民後見人の認知度について、「名前を聞いたことがある程度」が30.7%、次いで「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が30.3%、「名前を聞いたこともない」が25.9%となっています。



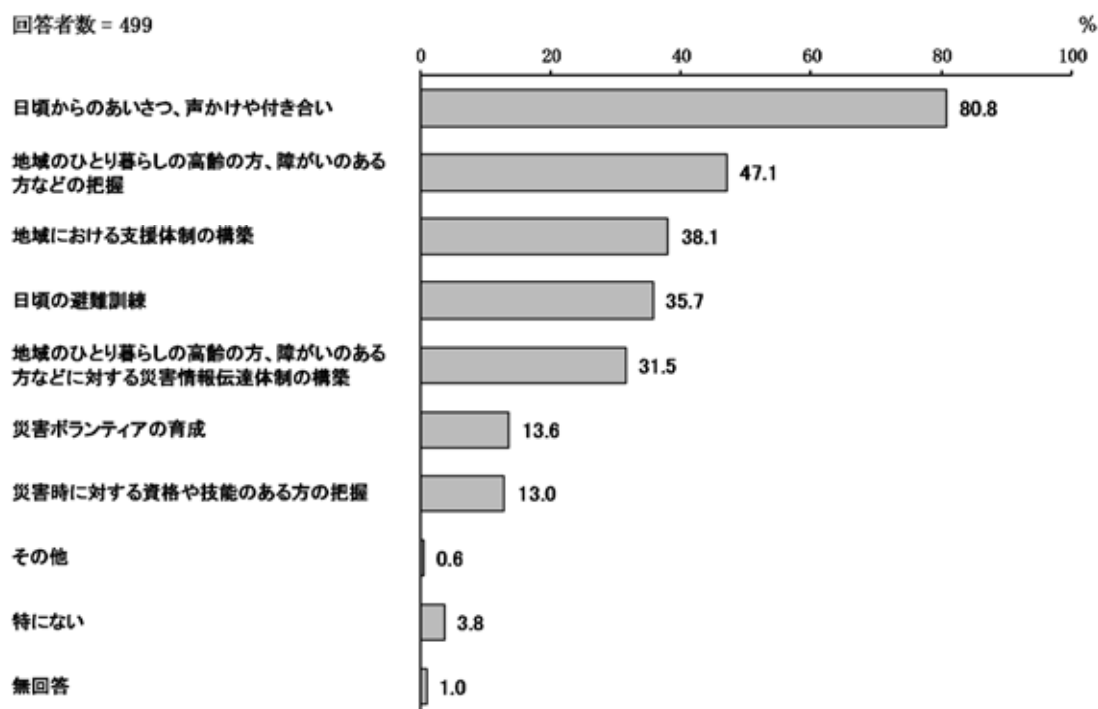
⑫ 地域社会の役割で期待することについて

地域社会の役割について期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」が65.1%、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」が46.1%、「子どもや高齢者のお世話等の助け合い」が12.4%となっています。



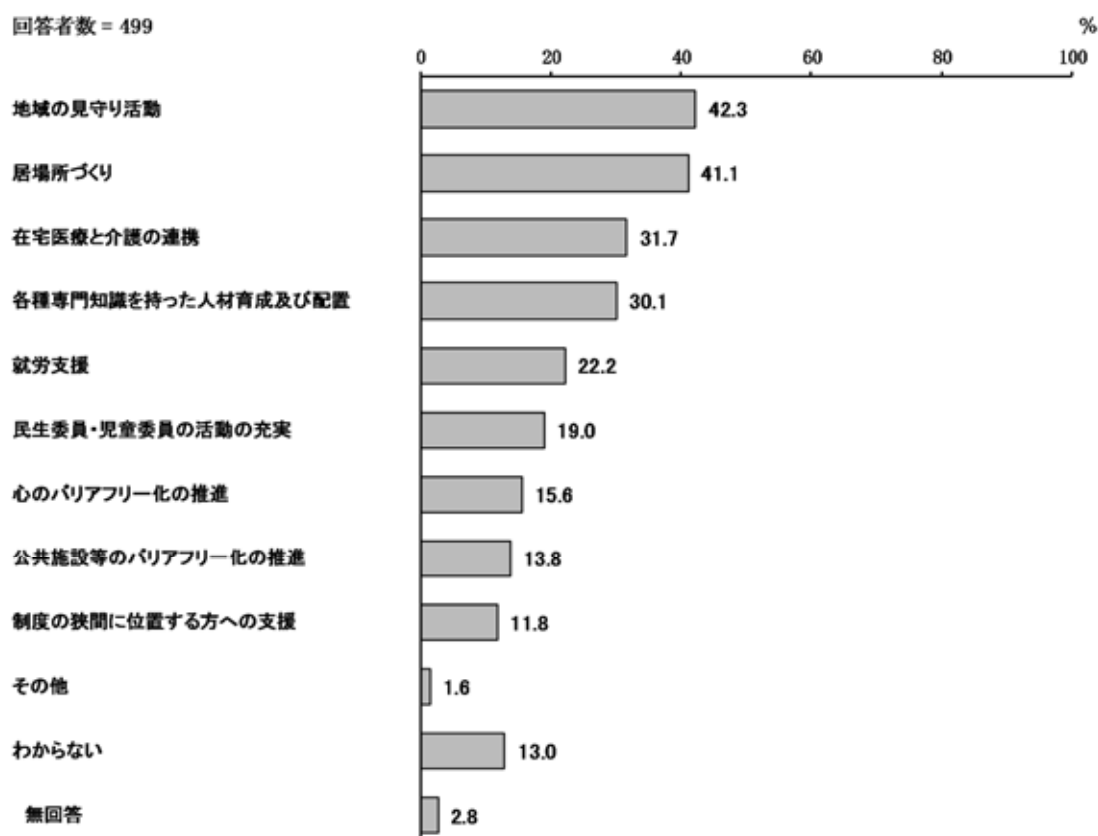
⑬ 災害時の対応に向けた日常的な取り組みとして大切だと思うことについて

災害時の対応に向けた日常的な取り組みとして、大切だと思うことは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が80.8%、次いで「地域のひとり暮らしの高齢の方、障がいのある方などの把握」が47.1%、「地域における支援体制の構築」が38.1%となっています。



⑭ 地域共生社会の実現に向けて力を入れて取り組むべき活動について

地域共生社会の実現に向けて、力を入れて取り組むべき活動は、「地域の見守り活動」が42.3%、次いで「居場所づくり」が41.1%、「在宅医療と介護の連携」が31.7%などとなっています。



3 ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

令和2年11月に、地域福祉に関わる団体を対象として、今後の課題や施策、問題点やその改善に向けた提案等についての意見を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

② 対象団体

- ・裾野市地域地震防災指導員会
- ・朗読録音グループ すそのうぐいす
- ・一般社団法人 マチテラス製作所
- ・母親クラブ やんちゃりか
- ・静岡県立裾野高等学校（福祉介護系列・保育健康系列・ボランティア部）

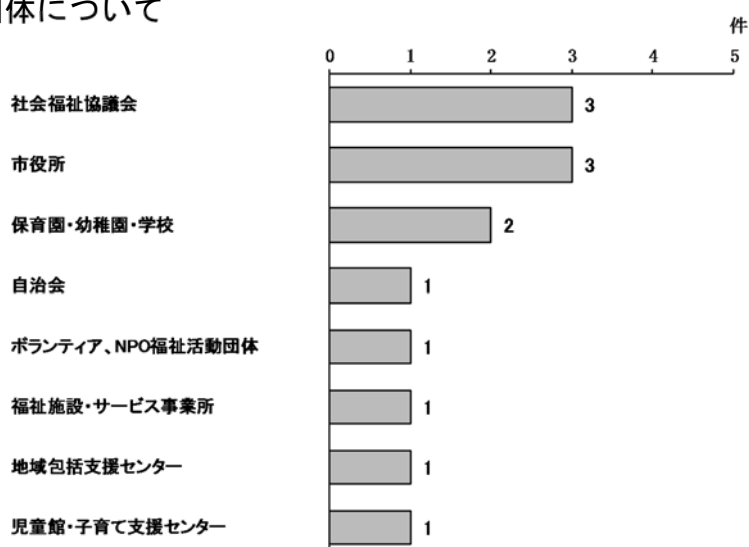
③ 調査の方法

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、アンケート形式による書面回答としました。

(2) 主な調査結果

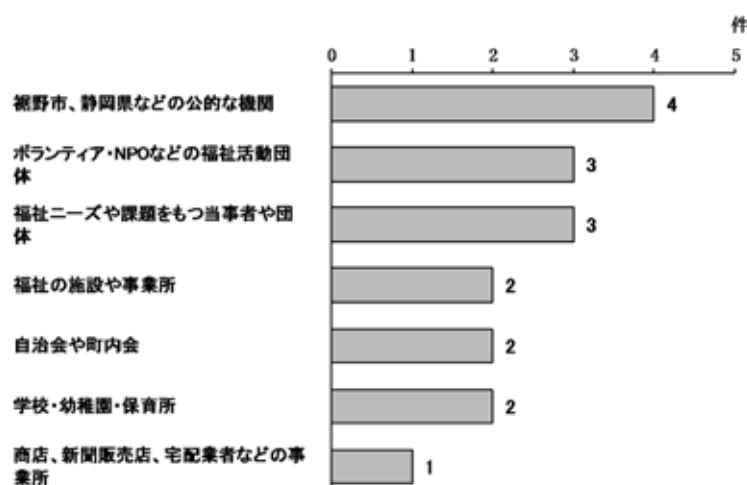
○現在、連携・協力関係にある団体について

「社会福祉協議会」「市役所」が3件、「保育園・幼稚園・学校」が2件となっています。



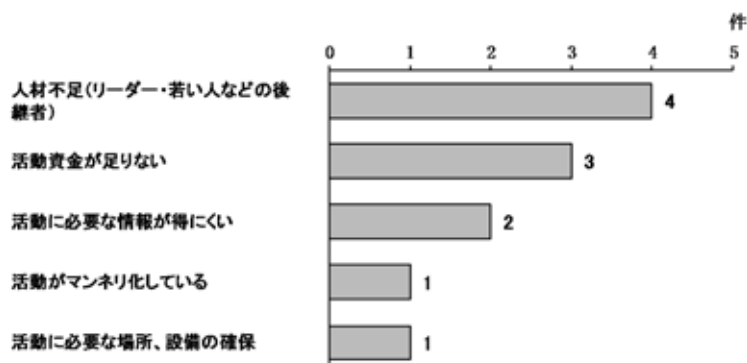
○今後、連携・協力関係をとっていきたい団体

「裾野市、静岡県などの公的な機関」が4件、「ボランティア・NPOなどの福祉活動団体」「福祉ニーズや課題をもつ当事者や団体」が3件となっています。



○活動を行う上で困っていること・課題について

「人材不足（リーダー・若い人などの後継者）」が4件、「活動資金が足りない」が3件、「活動に必要な情報が得にくい」が2件となっています。



○具体的な問題点・課題について

- ・いつもメンバーや参加者が同じで、新しい人が入らない。
- ・役員がいつか回ってくると思われており、入会してもらえない。
- ・勉強のための講習会等に参加する機会がほとんどない。
- ・福祉に関する行政担当課との情報の共有と協働の仕組みづくり。

○困っていること・課題の具体的な解決方法について

- ・団体があることを実際にアピールしたい。（地域向けのイベントなどで）

○困っていること・課題の具体的な解決を行うために必要な支援について

- ・場所の提供
- ・広報活動

○地域の日常の困りごと、地域の問題などについて

- ・市役所のバリアフリー化が遅れている。
- ・高齢者や買い物難民などへの移動手段の確保が必要。

○地域特性や課題に対して、行政、社会福祉協議会が取り組むべきこと

- ・誰でも興味を持つことができることをアピールする。
- ・実際に活動している事業者に対して、制度面や運用面でのサポートや負担の軽減。

Ⅱ 4 アンケート調査結果等からみる課題

ここでは、第3次計画策定以降の地域福祉に関する課題を、国・県の動向やアンケート調査結果、ヒアリング調査結果などから整理し、第4次計画で解決していくための課題整理を行いました。

① 地域福祉・人権尊重の広報・啓発
市では、福祉に対する関心の向上を図るため、普段から近隣住民が自然と助け合うことの重要性の広報・啓発活動事業や、地域の青少年を守る意識の醸成を図るための各地区青少年育成連絡会事業等に取り組んでいますが、30歳未満・30歳代・40歳代の福祉への関心が、他の年代に比べ低い傾向が見られます。
② 福祉教育の充実
市では、学校教育における福祉教育の充実として、福祉施設での体験、ボランティア活動、地域や学校との連携による市民と児童等の交流に取り組み、また、生涯学習における福祉教育にも取り組んでいますが、福祉教育については、生活していくうえで自然に身に着けることが大切と考える方が多い傾向が見られます。
③ 福祉を支える人材の育成
市では、地域や市民活動の人材・リーダーの育成として、社会福祉協議会と連携した講座の開催や青少年育成関係団体での市町を越えた交流等に取り組んでいますが、講座や事業への参加者不足や、地域の福祉活動団体の人材不足、活動資金不足等が課題となっています。 また、地域活動の担い手の育成においては、積極的にボランティアに参加する必要がありすが、ボランティアに参加したことがない理由として、機会がないと答えた方が多いことから、情報発信やきっかけづくりに課題が見られます。
④ 市民協働の地域福祉活動の推進
市では、地域での見守りネットワークづくりや要援護者に対する支援として、裾野市高齢者見守りネットワークの構築、地域における見守り活動や地域ふれあいサロン活動への支援を行ってきました。 地域での見守り活動に力を入れて取り組むべきと考える方が多い一方で、普段の近所づきあいについては、70歳以上の方は、日頃から助け合い、親しくしている傾向が見られますが、30歳未満の方は、ほとんど付き合わないという方が多い傾向が見られ、全体として地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足していると感じている方が多く見られます。
⑤ 社会福祉協議会への支援
地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会は、Webサイトや「社協だより」の発行による情報発信や、社会福祉法に基づいた活動を行っていますが、裾野市社会福祉協議会に対する認知度は高いとは言えず、誤って理解している方も多い傾向が見られます。 今後も、社会福祉協議会には、地域の福祉課題に積極的に取り組むことや気軽に相談できる場所であることが期待されています。

⑥ 多様な連携体制の整備

市では、市民協働によるまちづくり推進協議会やまちづくり懇談会での意見交換や、市民活動センターを設置し、NPOなどの市民団体同士のネットワークを構築するなど、地域ネットワークの構築と充実を図ってきました。

少子・高齢が進むなか、地域での見守り活動、居場所づくり、在宅医療と介護の連携に取り組むべきと考える方が多くみられ、複合的な生活課題に対し、関係機関が連携した相談支援を行うとともに、地域の力も活用した支援が求められています。

⑦ 情報提供・相談体制の充実

地域で支援が必要であるにも関わらず、適切な福祉サービスや制度を利用できていない人が問題となっています。市では、その問題に対応するため、広報紙やICT等を活用して情報提供の充実を図り、関係機関と連携して相談体制の充実を図ってきましたが、誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、身近な相談窓口を増やし、情報提供を充実させることを求める方が多い傾向が見られます。

⑧ 福祉サービス等の充実

生活課題が多様化し、地域の福祉サービスの需要が今後さらに高まるなか、福祉サービスを安心して利用するためには、福祉サービスの内容の情報を適切に提供し、相談できる場を作ることが必要であると考えられる方が多い傾向が見られます。

福祉による支援を必要とする人が増加傾向にあることから、適切な福祉サービスを選択・利用し、相談を受けた人が適切な窓口へとつながるよう、相談者が必要な情報を素早く提供することが求められています。

⑨ 福祉の拠点づくり

地域福祉活動を推進する上で、その活動の拠点の整備は不可欠です。市では、市民や地域団体の活動の拠点として、各地域のコミュニティセンターの活用の促進、集いの場づくり等に取り組んでいます。

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、居場所づくりに力を入れ、地域住民同士が気軽に立ち寄れるような自由な交流の場を用意することが求められていることから、引き続き活動の拠点となる場所で定期的・継続的に交流の機会を設けていくことが課題となっています。

⑩ 防災・防犯のまちづくり

近年、頻発する豪雨災害により、非常時の避難体制などへの関心が高まりつつあります。このことから、市では、関係団体との連携を図りながら、災害ボランティア養成事業や要援護者への支援体制の整備等に取り組んでいます。

また、犯罪被害や交通事故に遭わないように防犯教室や防犯パトロールなどを行っています。

防災・防犯の面では、地域社会の役割として、緊急事態が起きた時の対応や日頃の協力が期待されており、日常的な取り組みとして、日頃からあいさつ、声掛けや付き合いを大切に思う方が非常に多く見られました。

⑪ ユニバーサルデザインの推進

地域で暮らすすべての人が、不自由なく生活するためには、ユニバーサルデザインをさらに推進することが重要です。

地域共生社会を実現し、生涯を通じて安心・安全に地域で暮らせるよう、バリアフリー基本構想によるバリアフリーを推進するとともに、心のバリアフリー化を推進していくことが課題となっています。



計画の基本的な考え方

Ⅱ 1 計画の基本理念

地域福祉とは、地域における福祉、すなわち地域住民一人ひとりから地域の行政までのすべての地域住民や企業、団体・機関、行政を巻き込んだ福祉のことです。

地域の人々が共に支え合い、助け合いながら生活をしていくためには、まずは「自助」「共助」「公助」の考え方を理解して実践していくことが大切です。

「自助」とは、地域住民一人ひとりが自分でできることは自分の力で行うことを指します。すべての地域住民に一定のレベルで活動することは求めませんが、一人ひとりが何でも他人任せにすることなく、自分でやろうとする意志を持つことが重要です。

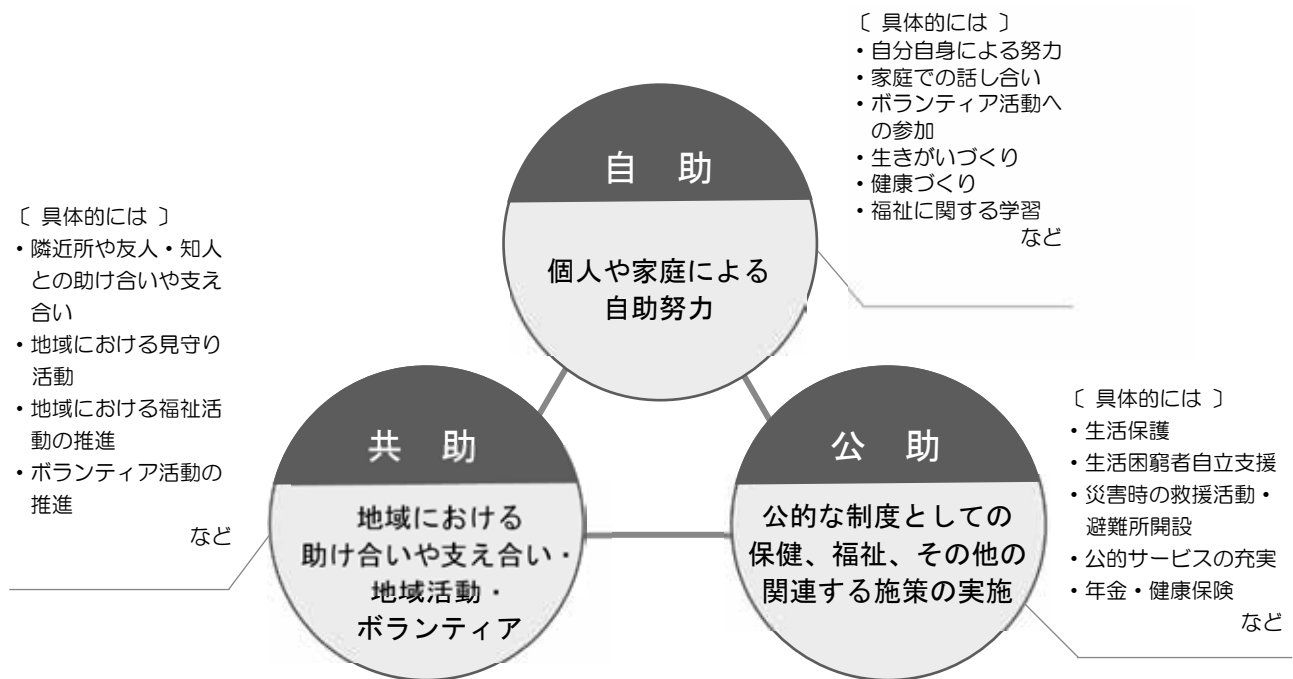
「共助」とは、「自助」での解決が難しいことを地域住民の手を借りて行うことを指します。「共助」を活発にするためには、地域住民が助け合って生活していくことが当たり前となるような意識づくりを行っていく必要があります。

「公助」とは、行政が公的な支援をすることを指します。情報提供や相談体制の充実や福祉サービスの提供、ユニバーサルデザインの推進など、公的な機関であるからこそできる、専門性が高く、広範囲に及ぶ施策を行い、市民に対し安全で安心した暮らしを提供しています。

ここで大切なのは、「公助」が最後の解決方法ではないということです。

「共助」が活発になると、人と人とのつきあいや信頼関係、ネットワークが深まり、それが社会の安定や成長、持続といった「社会関係資本」（ソーシャルキャピタルともいいます）を豊かにします。

市民が協働して様々な市民活動やボランティア活動など、「共助」に取り組むことが、その場にいる人どうしの関係だけでなく、まちづくりにおけるかけがえのない無形の財産＝ソーシャルキャピタルを豊かにし、さらによりよいまちづくりへとつながっていく、重要なことなのです。



近年、急速な少子高齢化や住民相互の社会的なつながりが希薄化が進むなど、複雑化・多様化しております。

これらの地域課題や新たな社会問題などの解決に取り組んでいくためには、「自助」、「共助」、「公助」が適切な役割分担をしながら、これらの課題を「我が事」として共有し、地域として支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくことが重要です。

その中で、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「つながりを大切に みんなが支え合い 安心して暮らせるまち すその」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。

〔 基本理念 〕

つながりを大切に みんなが支え合い 安心して暮らせるまち すその

Ⅱ 2 計画の基本目標

基本目標 1 はぐくむ 地域を担う人づくり

すべての人が地域社会において、生きがいを持ち自立した生活を営むためには、自発的に意欲と能力、状況等に応じて地域社会に参加できる仕組みと地域の特性や資源の状況を踏まえた仕組みづくりが必要です。

福祉や人権に関する意識づくり、ボランティア活動などに参加する機会づくりなど、地域福祉の担い手の発掘・育成を進め、子どもから高齢者までより多くの住民の参加を促し地域福祉活動の輪を広げます。

基本目標 2 つながる 地域社会を支えるネットワークづくり

住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識を醸成することで、地域の課題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域がつくられます。

そのため、地域課題の解決に向けた具体的な取り組みの推進、関係機関の連携など、制度や分野を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと社会生活に豊かさを生み出し、暮らしに安心感と生きがいを生み出す仕組みづくりを進めます。

基本目標 3 活用する 利用しやすいサービスの仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人、ひとり親家庭などが抱える課題、また、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化していることが指摘されています。そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本目標 4 安心する 安心して地域で暮らせる環境づくり

様々な人が暮らしやすい地域社会を実現するためには、地域における共生を促進し、つながりを強めることで、暮らしを支える生活環境づくりを進める必要があります。

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、誰もが安心して地域で暮らすことのできる環境づくりの支援を推進していきます。



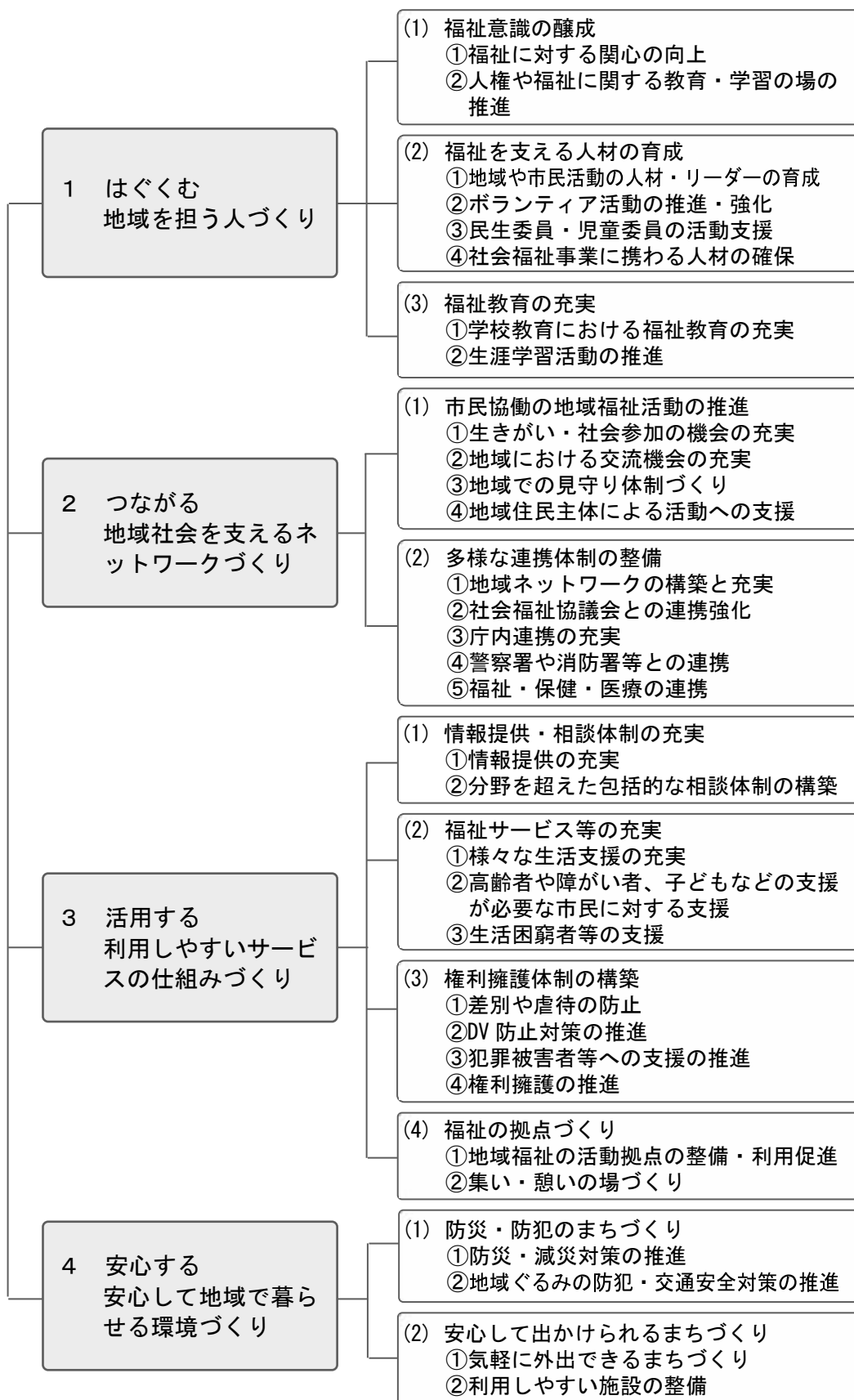
3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[重点課題・施策の方向性]

つながりを大切に
みんなが支え合い
安心して暮らせるまち
すその





施策の展開

基本目標 1 はぐくむ 地域を担う人づくり

(1) 福祉意識の醸成

【 方向性 】

住み慣れた地域で誰もがともに安心して暮らしていくことができるよう、地域で互いに支えあうことが大切とする福祉意識の醸成を図り、障がいや認知症への偏見や、社会的孤立の課題等に関して、住民一人ひとりが他人事を「我が事」へと意識を変えるための働きかけを行います。また、ボランティア講座などを開催して、意識啓発を図り、活動を通して地域での世代間交流を推進します。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 講座や福祉学習等を通じて、地域福祉活動への理解を深めましょう。
- 地域でのイベント（行事）や地域福祉活動に参加し、地域の人や団体等とのつながりを深めましょう。
- 自ら持つ知識や技術などを活かし、地域活動に参加しましょう。
- 支援を必要としている人への理解を深めましょう。

行政の取り組み

- 福祉に対する関心の向上
 - ・普段から自然と助け合うことができるよう、様々な活動を通じて、幅広い世代の福祉意識の向上を図ります。
 - ・世代を超えた交流（世代間交流）や障がいのある方との交流などの機会を設けることで、福祉意識の向上を図ります。
 - ・地域において青少年育成活動を行うことで、地域の青少年を守る意識の醸成を図ります。
- 人権や福祉に関する教育・学習の場の推進
 - ・すべての人に認められている人権や「子どもの権利条約」に示された子どもの基本的人権が保障されるため、子どもが置かれている家庭環境や虐待防止の観点から相談や普及啓発を推進します。
 - ・性別にとらわれることなく、男女が日常のあらゆる機会でも協力していける社会の実現を目指し、講座等を通じて男女共同参画意識を普及啓発していきます。

(2) 福祉を支える人材の育成

【 方向性 】

福祉といっても、専門知識を要する活動から日常生活の手助け程度の活動まで、幅広く存在します。もちろん専門知識も大切ですが、一番大切なのは人の役に立ちたいと思う気持ちであり、その気持ちを持ち続けられることが重要です。

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取り組みを進めます。

また、地域福祉活動への多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりを進めていきます。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 市民一人ひとりが地域に貢献する役割を担っていることを認識しましょう。
- 自分が地域で「できること・したいこと」を考えてみましょう。
- 地域での役割やボランティア活動に取り組んでみましょう。
- 地域で実施している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかけましょう。

行政の取り組み

- 地域や市民活動の人材・リーダーの育成
 - ・ニーズに合った講座の開催などを通じ、社会福祉協議会と連携して、地域のリーダーなどの地域活動の担い手を育成します。
 - ・次世代の青少年団体のリーダーの育成に努めます。
 - ・地域活動の担い手の育成を通じ、区長会等の地縁型協力団体の活動を継承する人材を育成します。
- ボランティア活動の推進・強化
 - ・社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関する普及啓発を行います。
 - ・ボランティアに関する情報提供や情報収集の際に、市民活動センター等を活用します。また、インターネットを利用した情報提供を行います。
 - ・地区の状況に合わせた、身近な情報の提供に努めます。
 - ・地域のボランティア活動から情報を募る体制を整備し、新たな活動の展開につなげます。
 - ・定年退職した人など、第一線を退いて新しい人生をはじめようとしている人が、培ってきた知識や技術を活かすことができる場づくりをします。また、知識や能力を必要としている人や企業とつなげるための体制を整備します。

行政の取り組み

○民生委員・児童委員の活動支援

- ・市民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、市民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会等を充実させ、識見のさらなる向上や地域への積極的な関わりを推進します。

○社会福祉事業に携わる人材の確保

- ・保育士などの専門的な知識を持つ人材の確保により、福祉サービスの充実を図ります。
- ・ファミリーサポートセンター事業における会員の確保に努めます。
- ・ジョブコーチ制度等の活用や相談員の育成に努め、障がいのある方の就労促進及び継続就労につなげます。
- ・体験や実習の受け入れにより資格取得を支援します。
- ・新たな後見人となる人材の育成のため、近隣市町や関係機関との連携により市民後見人養成講座を開催し、養成した人材のフォローアップや活動支援を行います。



（３）福祉教育の充実

【 方向性 】

市民が地域福祉に興味・関心を持ち、福祉に関する意識を高めていくことは、地域における課題の解決に向けた取り組みが展開されることにつながります。

そのためにも、学校教育において福祉について考えたり、ボランティア活動に参加したりする機会を設けるなど、福祉教育の充実を図ります。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 家族で、福祉に関して話し合ってみましょう。
- 講座や福祉に関する学習等を通じて、地域福祉活動への理解を深めるように努めましょう。
- 高齢者、障がい者など、様々な人と交流していきましょう。
- 人権問題や男女共同参画についての情報や学習機会を積極的に活用するように努めましょう。

行政の取り組み

- 学校教育における福祉教育の充実
 - ・福祉施設の体験やボランティア活動への参加などを、学校教育において実施し、福祉教育を充実します。
 - ・様々な差別をなくし、互いを尊重する社会を作り、その一員となる自覚や意義を高める教育に取り組みます。
 - ・障がいに関する法律の周知、合理的配慮やユニバーサルデザインなどの教育を実施し、障がい者への理解を深めていきます。
- 生涯学習活動の推進
 - ・コミュニケーション能力を高める講座など、市民のニーズに合った講座の提供に努め、講座の周知を図ります。
 - ・生涯学習センターを有効活用するとともに、生涯学習・社会教育環境の整備・充実に努めます。

基本目標 2 つながる 地域社会を支えるネットワークづくり

(1) 市民協働の地域福祉活動の推進

【 方向性 】

近所付き合いの希薄化が問題とされているように、「共助」の考え方はそれほど浸透しているとは言えません。地域で見守る側、見守られる側の立場を超えて認め合うことが重要であり、日頃から、地域において、様々な団体等と連携を図りながら、開かれた関係をつくっていくことが重要となります。

支援を必要としている人が必要な支援を受けることが当たり前となるよう、今後も市民の理解を得ながら、地域福祉活動の推進に取り組んでいきます。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 家庭や地域で、話し合いの場を持ちましょう。
- 地域のサークルやサロン、ボランティア活動などに参加し、多様なつながりをつくりましょう。
- 困りごとを抱えている住民の課題を「我が事」としてとらえ、助け合いや支え合いの活動に参加しましょう。
- 地域での見守り活動を広げていきましょう。

行政の取り組み

- 生きがい・社会参加の機会の充実
 - ・地域住民との理解を深めるために、共助のきっかけとなる近所付き合いや地域活動への参加を推進します。
- 地域における交流機会の充実
 - ・行政が提供する福祉サービスから、市民と行政が協働して取り組む福祉活動に転換していくため、地域住民を巻き込んだ活動の機会を充実します。
 - ・住民や福祉関係者による課題の把握や関係機関との連携による解決への支援を行うための包括的な支援体制の整備を検討します。
- 地域での見守り体制づくり
 - ・支援を必要としている人が、可能な限り住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、地域における見守り体制の構築に努めます。
 - ・ひとり暮らし高齢者等が社会的に孤立しないように、定期的な訪問等の見守りを行います。
- 地域住民主体による活動への支援
 - ・地域住民が主体となって活動している地域における見守り活動や地域ふれあいサロン活動への支援を推進します。

（２）多様な連携体制の整備

【 方向性 】

地域福祉を推進する上で、地域で活動する団体・機関や企業、学校などと協働、連携し、行政と社会福祉協議会が、市民と各種団体・機関などをつなぐパイプとなることが重要です。

また、保健や医療などの異なる分野が連携し、必要な情報を共有することも、今後のニーズの高まりに対応するために欠かせません。市民が必要としている支援をより適切に提供するためにも、多様な連携体制の整備に取り組み、関係者のやりがいや満足はもとより、地域住民からの高い信頼を集められる組織を目指します。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 自分たちが行っている活動内容等を発信していきましょう。
- 様々な団体の情報を入手し、他団体の活動内容を知り、連携を深めましょう。
- 各種団体間で交流の場を持ち、協力して地域活動を進めましょう。
- 各種団体で、連携をとれる環境をつくっていきましょう。

行政の取り組み

- 地域ネットワークの構築と充実
 - ・市民と行政とが情報を共有したり、意見を交換したりすることができる場づくりに努めます。
 - ・NPOなどの市民団体同士のネットワークを構築し、情報の共有や研修機会の提供につなげます。
- 社会福祉協議会との連携強化
 - ・社会福祉協議会と連携し、地域福祉のさらなる推進を図ります。
- 庁内連携の充実
 - ・地域福祉に関連する分野は、福祉、保健、市民活動、教育、環境等、多岐に及ぶため、担当部署を越えた連携により、解決に取り組む体制を整備します。
- 警察署や消防署等との連携
 - ・警察署や消防署等の公的機関とあらかじめ情報を共有することにより、緊急時の早期相談や支援を行っていきます。
- 福祉・保健・医療の連携
 - ・福祉・保健・医療といった専門機関が連携し、地域包括ケアシステムを生かした支援を必要としている市民の情報共有を図り、具体的な支援につなげていきます。

Ⅱ 基本目標 3 活用する 利用しやすいサービスの仕組みづくり

(1) 情報提供・相談体制の充実

【 方向性 】

福祉に関する情報提供の手段は数多く存在しますが、その情報の複雑さや専門性から、情報の受け手が必要な情報を的確に入手できているとは言い難い状況です。

多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、住民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めていきます。

高齢者、障がいのある人、子どもなどの、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、分野を問わず包括的に相談・支援するため、地域と専門職のネットワークを活用し、横断的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 市民自ら情報を得るように努めましょう。
- 行政や地区の情報に関心を持ちましょう。
- 福祉の各種相談窓口や制度について情報を集めましょう。
- 気軽に相談することのできる人を、身近につくりましょう。

行政の取り組み

- 情報提供の充実
 - ・市の広報紙や HP、無線放送などによる情報提供は、誰にもわかりやすく正確な内容で、効果的な広報ができるよう努めます。
 - ・ICT（情報通信技術）を活用し、よりわかりやすい情報の発信に努めます。
- 分野を超えた包括的な相談体制の構築
 - ・関係機関や団体、ボランティアなどと連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備します。
 - ・複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、重層的な支援体制の構築を検討していきます。
 - ・民生委員・児童委員などによる身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門相談窓口（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など）との連携を強化していきます。
 - ・生活困窮者の置かれている環境に応じて、自立に向けた支援や指導等を行います。

（２）福祉サービス等の充実

【 方向性 】

行政が担う役割の一つに、福祉サービス等の提供が挙げられます。

利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、福祉サービス等の内容や提供方法などの充実に努めるとともに、サービス事業者のサービスの質が向上するよう働きかけます。また、生活困窮者等が自立した生活ができるよう、支援をしていきます。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 福祉サービスに関する情報を活用し、内容を正しく理解しましょう。
- 支援が必要な人に、福祉サービスの利用を勧めましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティアの方などは、各種福祉サービスや成年後見制度、日常生活自立支援事業等についての知識を深めましょう。
- 民間のサービス事業者は、研修などを活用し、サービスの質の向上に努めましょう。

行政の取り組み

- 様々な生活支援の充実
 - ・可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、総合的にサービスを提供できる体制の整備に努めます。
 - ・障がいの特性や状態、一人ひとりのライフステージに合わせたサービス基盤の整備に努めます。
 - ・子どものしつけや性格・生活習慣・言語・学校生活・非行などに関する相談を受け付けます。
 - ・サービス利用についての苦情を事業者指導へとつなげ、サービスの質の向上を目指します。
- 高齢者や障がい者、子どもなどの支援が必要な市民に対する支援
 - ・子どもや子育て家庭、高齢者、障がいのある人、生活困窮者などに対して、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、様々な日常生活の問題に対して支援体制の充実を図ります。
 - ・ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭などの支援を必要とする人への日常生活支援や経済的支援を行います。
- 生活困窮者等の支援
 - ・生活困窮者自立支援制度の周知と、関係機関と連携を図り、生活困窮者の自立への支援と制度の促進を図ります。

(3) 権利擁護体制の構築

【 方向性 】

近年、ひとり暮らしや認知症の高齢者等を狙った悪質な販売業者による被害や、特殊詐欺などの被害が増えています。こうした被害を防ぐため、啓発活動に力を入れるとともに、障がいや高齢などにより判断能力が十分でない人も、地域の中で安心して生活を送ることができるように権利擁護に関係する機関と連携し、成年後見制度への理解促進や利用の支援をしていきます。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 市民は、身近な相談窓口を利用し、問題の早期解決に努めましょう。
- ひとり暮らしの高齢者など気になる人を見守り、声かけをしましょう。
- 権利擁護等に関する各種制度について知りましょう。
- 支援が必要な人に制度の案内や行政への連絡を行いましょう。

行政の取り組み

- 差別や虐待の防止
 - ・市民を対象に、差別や虐待への理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、啓発等を行うことにより、差別や虐待の防止及び早期発見の強化を図ります。
- DV 防止対策の推進
 - ・DV 被害者等に対し、各関係機関が相互連携を図りながら、被害者への支援体制を構築します。
- 犯罪被害者等への支援の推進
 - ・「裾野市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等のための支援を推進します。
- 権利擁護の推進
 - ・高齢者や障がいのある方、児童などへの虐待の防止、早期発見、早期介入等を行い、高齢者等の権利を擁護するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。
 - ・成年後見制度利用促進基本計画の策定を見据えて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、権利擁護支援の中核となる機関（中核機関）のあり方について検討します。
 - ・成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい方や、経済的な問題等で利用が困難な方を支援する体制を整備します。
 - ・各種制度等の普及・啓発に努めます。

（４）福祉の拠点づくり

【 方向性 】

ひきこもりがちになりやすい退職後やひとり暮らし高齢者などにとって、他者との交流はとても重要なものです。様々な場所で単発的に交流機会を設けることに比べ、活動の拠点となる場所で定期的・継続的に交流の機会を設けることは、参加しやすい雰囲気づくりとして大切であり、参加者の増加にもつながると考えます。高齢者に限らず、障がいのある方や子どもなど、様々な人が集まるような福祉の拠点づくりに取り組んでいきます。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 地域の活動拠点を認識しましょう。
- 地域での集まりや活動を大切にしましょう。
- 地域での活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の拠点となる場所や機会などの地域情報を共有しましょう。

行政の取り組み

- 地域福祉の活動拠点の整備・利用促進
 - ・深良地区コミュニティセンター、富岡地区コミュニティセンター、須山地区コミュニティセンター、東西公民館、東地区コミュニティセンターの施設管理を行い、市民及び市民団体の活動拠点として提供し、活用を促進します。
 - ・公共施設などを地域福祉の活動拠点として利用促進していきます。
 - ・市民のニーズに合わせた講座を生涯学習センターや公民館で開催します。
 - ・地域福祉の活動拠点の利用促進のために、幅広い年齢を対象に広報していきます。
- 集い・憩いの場づくり
 - ・公共施設などを利用した集いの場づくりを行います。

基本目標 4 安心する 安心して地域で暮らせる環境づくり

(1) 防災・防犯のまちづくり

【 方向性 】

市民が心穏やかに地域で生活を送るためには、安心・安全な生活環境が整っている必要があります。

地域づくり活動等を通じて、日頃から地域の中で、顔の見える関係づくりを大切に、お互いに声をかけあい避難できるよう自主防災意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障がい者をはじめとする避難行動要支援者への支援体制を構築します。

また、住民同士がお互いに声をかけあって、犯罪被害に遭わないよう見守りや意識啓発に努めます。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 日頃からあいさつ、声かけをしましょう。
- 市民は、災害時の緊急連絡先や避難場所などを普段から把握しましょう。
- 日頃から地域でのつながりを深め、災害時に役立つ情報の収集に努めましょう。
- 防犯パトロールによる児童の下校時の見回りを継続し、不審者などによる犯罪に児童が巻き込まれないよう見守りましょう。

行政の取り組み

- 防災・減災対策の推進
 - ・災害による被害は事前の備えによって防げる、減らすことができることを市民に周知し、防災・減災意識の向上を図ります。
 - ・自主防災組織や民生委員・児童委員と協力を図り、災害時に要支援者を支援する体制を充実していきます。
 - ・関係部署と連携・調整することで、災害時に適切な健康保持を支援する体制を構築します。
 - ・災害ボランティアの育成・支援を行います。
 - ・福祉避難所の設置運営に関して、関係機関と協議・調整を進めながら、円滑な実施に向けた取り組みを行います。
 - ・「避難行動支援者支援計画」の周知や要支援者個別計画の作成を進めます。
- 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進
 - ・交通防犯教室を通じて、市民の防犯意識の向上を図ります。
 - ・警察や地域安全推進員と連携し、園児・児童や高齢者を対象に防犯教室を開催します。
 - ・地域における防犯パトロール活動を支援します。
 - ・交通指導員会の活動を支援します。

（２）安心して出かけられるまちづくり

【 方向性 】

誰もが、利用しやすい、やさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指すため、道路、施設の整備等を推進するとともに、誰もが安心して外出できる環境整備に努めます。

【 具体的な取り組み・施策・事業 】

市民や地域の取り組み

- 地域に関心を持ち、福祉のまちづくりを進めましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、公共施設などの利用に際しては一人ひとりが周囲に配慮して行動しましょう。

行政の取り組み

- 気軽に外出できるまちづくり
 - ・高齢者等が自ら移動することを支援し、安心して生活しやすい環境整備に努めます。
 - ・障がい者や高齢者等で移動が困難な者の移動支援を継続します。
- 利用しやすい施設の整備
 - ・関係法・条例などの普及・啓発、民間事業者などへの指導・助言を行います。
 - ・誰もが利用することができるよう、福祉的配慮のある施設整備を推進します。





計画の推進に向けて

Ⅰ 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画内容の十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様なPR媒体を活用するとともに、社会福祉大会やふれあい広場などの行事の際にも、周知の機会を設けるなど、より多くの市民が本計画を理解し、活用していただけるよう、努めていきます。

Ⅱ 計画の推進体制

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支え合っていくことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。そのために、地域福祉に関連する庁内関係課と連携を図り、各事業の取り組みを推進していくとともに、市民や地域団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者などと連携し、それぞれの特徴が活かされるように調整を図りながら、「協働」による推進体制を整備していきます。

Ⅲ 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、事業が円滑に実施されている必要があります。そのため、市民アンケート調査や福祉における分野別計画の事業実施状況から本計画を見直し、次期計画の策定に反映させます。



資料編

Ⅱ 1 裾野市地域福祉計画策定委員会設置条例

平成 26 年 3 月 4 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する地域福祉計画の策定及び見直しをするため、裾野市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 地域住民団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 裾野市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	高村 寿彦	社会福祉協議会代表	
2	杉山 あつ子	民生委員児童委員協議会代表	委員長
3	橋本 正美	社会福祉施設代表	
4	星野 正江	障害福祉団体代表	
5	岩崎 正子	ボランティア団体代表	
6	田中 日出和	沼津医師会裾野支部代表	
7	八木 久仁子	婦人会代表	
8	小野田 勝正	区長連合会代表	
9	二本木 直光	老人クラブ連合会代表	8月31日解嘱
10	小沼 功	老人クラブ連合会代表	9月10日委嘱
11	水口 加代子	一般公募	

(敬称略)

3 第4次裾野市地域福祉計画 策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年8月27日	第1回裾野市地域福祉計画策定委員会
令和2年10月28日	第2回裾野市地域福祉計画策定委員会
令和2年12月3日	第3回裾野市地域福祉計画策定委員会
令和2年12月11日	第4回裾野市地域福祉計画策定委員会
令和2年12月21日～ 令和3年1月20日	パブリックコメントの実施
令和3年2月10日	第5回裾野市地域福祉計画策定委員会

|| 4 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術の総称として、従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使用されている。

NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、法人格を取得した法人を NPO 法人という。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、世界中の企業や団体が将来に渡っても継続できる事業を検討し、取り組んでいる。

【か行】

介護保険制度

高齢者の介護を社会全体で支えることを目的として 2000 年に創設された制度のこと。介護が必要な者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。

高齢化率

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が 7%~14%の社会を高齢化社会、14%~21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

子ども・子育て支援法

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律のこと。平成 24 年法律第 65 号。社会保障と税の一体改革関連法の一つで、子ども・子育て支援関連の制度と財源を一元化し、包括的な制度として整備する。

子どもの権利条約

1989 年に国連総会において採択され、日本は 1994 年に批准した国際条約のこと。世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。

【さ行】

在宅医療

在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた者で、家庭裁判所により、成年後見人等として選任された者のこと。

社会関係資本(ソーシャルキャピタル)

社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念のこと。抽象的な概念で、定義もさまざまだが、ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、他人への警戒が少なく、治安・経済・教育・健康・幸福感などに良い影響があり、社会の効率性が高まるとされる。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織のこと。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

重層的な支援体制

平成 29 年の改正社会福祉法により、地域福祉推進の理念を実現するために市町村が努めることとした支援体制。複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、支援していく体制のこと。

障害者支援制度

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する制度のこと。

障害者相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業所のこと。

障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される「身体障害者手帳」、知的障害があると判定された方に交付される「療育手帳」、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する「精神障害者保健福祉手帳」の3種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等は異なるが、どの手帳でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。

ジョブコーチ

障がい者の雇用の促進等に関する法律により、障がい者が職場に適應することを容易にするための援助を行う者（職場適應援助者）のこと。障がい者の職場適應に課題がある場合に、職場に出向いて障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適應を図る。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

生活困窮者自立支援制度

市や民間団体が緊密な連携体制をとり、生活困窮者に対して、地域における福祉・就労・教育・住宅その他の自立に向けた支援を行うこと。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度のこと。

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律により、政府が定める。成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画のこと。市町村は、当該計画を勘案し、当該市町村の区域における施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

【た行】

ダブルケア

近年の晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受け、育児と介護の二つのケアを同時に担うこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトと位置づけられている。

地域ふれあいサロン活動

ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者、障がい者、子育て中の親子等が、地域住民やボランティアと一緒に、身近な場所で気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりを行う活動のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように医療や介護などの支援が一体的に提供される体制のこと。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、相談対応や介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う介護予防の中核拠点のこと。

特殊詐欺

オレオレ詐欺など、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪のこと。

D V

Domestic Violence の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。家庭内暴力とも呼ばれる。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が制定されている。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のこと。

【は行】

8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差をなくすなど物理的な障害を取り除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受け止められ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障がいの除去という意味でも用いられている。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のこと。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難行動要支援者支援計画

災害対策基本法により作成された裾野市地域防災計画の下位計画として位置づけられ、裾野市地域防災計画第 20 節「要配慮者支援計画」における、避難行動要支援者の支援体制に関する事項を具体化したもの。

ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う制度のこと。

福祉のまちづくり

障がい・高齢などでハンディキャップをもっている人が健常者と障壁・差異・差別なく公共の施設や商業施設、交通機関を利用できるように環境を整備しようとする国・自治体のバリアフリー化施策のこと。

福祉避難所

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用の確保、相談支援ができる体制の整備などがなされ、要配慮者を滞在させることを想定し、市から指定を受けた避難所のこと。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談援助活動を行う。また、すべての民生委員は、児童福祉法により、児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。

【や行】

ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものこと。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

第4次裾野市地域福祉計画

【令和3～7年度】

発行：裾野市

企画・編集：裾野市 健康福祉部 社会福祉課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL 055-995-1819

FAX 055-992-3681

